

**G 8 森林行動プログラム
実施進捗状況報告書**

REPORT

ON THE IMPLEMENTATION
OF THE G8 ACTION PROGRAMME
ON FORESTS

（仮訳）

G 8 森林行動プログラム 実施進捗状況報告書 (仮訳)

| | |
|-----------|----|
| ． 概要 | 3 |
| ． はじめに | 4 |
| ． 実施ハイライト | 5 |
| ． 結語 | 13 |

付属文書 A 個別報告書

| | |
|---------|----|
| カナダ | 15 |
| フランス | 22 |
| ドイツ | 27 |
| イタリア | 33 |
| 日本 | 39 |
| ロシア | 46 |
| 英国 | 50 |
| アメリカ合衆国 | 56 |
| 欧州委員会 | 65 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 付属文書 B | G 8 森林行動プログラム | 69 |
| | G 8 デンバー・サミット (1997 年 6 月) コミュニケの抜粋 | 73 |
| | G 8 外相会合 (1998 年 5 月) 総括の抜粋 | 74 |
| | G 8 バーミンガム・サミット (1998 年 5 月) コミュニケの抜粋 | 75 |

概要

1998年のG8バーミンガム・サミットで主要先進8カ国の元首または政府首脳および欧州委員会委員長は、新たに開始されたG8森林行動プログラムの進捗状況につき2000年に評価する旨を発表した。このプログラムは、次の五つの特に重要な分野に焦点を当てている。(1) モニタリングと評価;(2) 国家森林プログラム;(3) 保護地域;(4) 民間セクター;(5) 違法伐採。この行動プログラムは政治的なコミットメントを反映しており、現在国際社会やさまざまな地域のおよび国際のプロセスによってとられている広範な行動を補完することを目的としている。

2000年7月に九州・沖縄サミットで検討されるであろう本報告書は、これまでG8メンバーが持続可能な森林経営に向かって国内的、国際的ないしは共同して行ってきた努力に関する情報を提供するものである。1998年以降のG8の活動は、それぞれの国の多様な森林生態系や土地所有形態、行政機構、および国際協力プログラムと、森林に関するG8メンバーの個別の、および集合的なリーダーシップと努力とを反映して、多岐にわたっている。これらの活動は、G8が、「森林に関する政府間フォーラム(IFF)」支援を含め、どの分野でその力を発揮し、また機会あるごとに多くの問題について協力してきたかを示している。それぞれの進捗状況に関するより詳細な全般的報告は付属文書Aとして添付されている個別報告書に譲り、本報告書ではいくつかの重要な活動に焦点を絞って記述している。

モニタリングと評価の領域では、G8メンバーは、新しい国家森林現況調査の開始、基準と指標の実施に関する官民関係者プロセスの確立、森林資源を評価するための国のガイドラインの作成、森林セクターの問題を含む気候変動国家戦略の確立、欧州における森林現況調査を比較容易にすること等、広範な行動をとった。G8メンバーはモントリオール・プロセスや汎欧州プロセスの下での基準と指標に関する各種国際会議を主催し、東南アジア、アマゾン、地中海地域および中米のパートナー諸国と森林火災管理のための新しい協力計画を策定した。G8メンバーはまた、森林の現状を把握し、評価し、モニタリングや管理を行なうツールとして、リモートセンシングの効率的利用を評価する協力作業を開始しようとしている。

国家森林プログラムに関しては、G8メンバーがとった行動の中には森林の保全と利用に関する戦略文書の採択、新しい国家森林プログラムの策定、新しい国内立法措置、熱帯林の保全と引き換えに債務の減額を行なうための新しい立法措置、持続可能な森林経営促進に関する主要政策文書の作成などが含まれている。アフリカ、アジア、中南米および近東における国家森林プログラムを支援するための二国間および国際的間協力が強化された。G8メンバーはまた、IFFの作業を支援するため、国家森林プログラムに関するさまざまな国際的イニシャティヴや専門家会合を開催してきた。

保護地域に関しては、G8は、野生生物等を保護するための新たな国立保護森林シス

テムの指定、国有林の中の広大な地区を伐採や道路建設禁止とする計画の発表、有意義な方法による保護区域の拡大、重要な北方林を保護するための国境公園やヨーロッパ保護地域ネットワークの設立などの措置をとった。近東の森林保護に関する協力作業の規模が拡大され、IFF の作業を支援するための保護森林地帯に関する国際専門家会議が共催された。

多くの G8 メンバーの行動には民間セクターが関わった。その中には、林産業のための新技術についての政府と NGO の連携の形成、中部アフリカにおける持続可能な森林経営に関する官民のパイロットプロジェクトの開始、ハリケーン・ミッチによる中米の森林被害を回復するための合弁事業の創設、東アジアの民間セクターの活動を支援する新たな基金を設立する計画の発表が含まれる。国内的には、政府による助成金、調査、プロジェクトを通じた支援も受けての、NGO を含む民間セクターによる自発的認証スキームの開発や、産業による自発的な行動規範の制定、また更に先住民ビジネス開発や地域的政策決定の支援などについて、さらなる発展が見られた。

違法伐採については、G8 は、木材の違法伐採の性質と程度のレビュー、パートナー諸国、特に東南アジアのパートナー諸国におけるこの問題への対策のための資金に関する新しいコミットメント、違法伐採と越境取引に関する地域会議開催計画を強調している。熱帯木材生産国における統計および経済情報システムを改善し、市場の透明性を高めるために国際機関を通じての資金供与も行なわれている。

2 年前に開始したこの森林行動プログラムは、G8 メンバーが、世界の森林に関して共同で取り組むという G8 メンバーにとっては最初の経験であった。このプログラムは、G8 メンバー個別の経験に基づき、また、現在国際社会によってさまざまな地域的ないし国際的なプロセスの中で実行されている広範囲の行動を補完するものである。これまでのさまざまな取組は、持続可能な森林経営とその結果としての持続可能な開発に向けて大きく貢献しているが、G8 メンバーはまた、これらの目的を達成するためにすべてのメンバーによる一層の努力が必要であることを認識している。

．はじめに

主要 8 ヶ国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア、イギリス、アメリカ）の元首または政府首脳および欧州委員会委員長はそれぞれの国および他の国の人々に影響のある諸問題につき討議するため、毎年会合を開いている。G8 の首脳たちは世界の森林に対する継続的な圧力および持続可能な森林経営が持続可能な開発に果たし得る積極的な貢献を認識しつつ、1997 年のデンバー・サミットにおいて国連持続可能開発委員会の政府間森林パネル（IPF, 1997）の報告書に盛り込まれた行動提案を実施するとのコミットメントを再確認し、五つの優先分野に焦点を当てた実践的

行動プログラムを支持することで一致した。

- ・ モニタリングと評価
- ・ 国家森林プログラム
- ・ 保護地域
- ・ 民間セクター
- ・ 違法伐採

1998年5月、G8森林行動プログラムはG8の外相によって開始された。G8首脳は、バーミンガム・サミットでこの行動プログラムの進捗状況を2000年に評価することで一致した。

G8森林行動プログラムは政治的なコミットメントを反映するとともに、現在国際社会やさまざまな地域的および国際的なプロセスによって実施されている広範囲の行動を補完し、G8メンバーが特に重要と認識する活動を強化することを目的としている。G8行動プログラムはG8メンバーによる国内措置と二国間援助計画や政府間プロセスに対する支援を通じてユニークな貢献を行ない得る分野に焦点を当てている。

本報告書はこれまでになされた努力に関する情報を提供するものである。第三章の**実施ハイライト**では、五つの優先分野別にこうした観点から実施され、実例となった活動が強調されている。現在行われている活動に関するより詳しい情報は**付属文書A**に記載されたG8メンバーの個別の報告書に盛り込まれている。本報告書は2000年7月の九州・沖縄サミットで検討されるであろう。

・ 実施ハイライト

本章は、G8メンバーがG8森林行動プログラム中の特定の側面を促進するための努力に関して、各メンバーが提供したハイライトについて述べている。これらのハイライトは全体として、この行動プログラムを支援し、協調的、国際的、国内的に行われている様々な活動の範囲を明らかにしている。G8メンバーの活動の詳細については**付属文書A**に記載の個別報告書を参照されたい。

G8メンバー全体を合わせると世界の森林面積の40%近くを占め（注：国連食糧農業機関(FAO)「世界の森林の現況1999」表2）、森林に関する二国間援助の大半を占めている。しかし、G8メンバーは、それぞれの森林生態系の規模と特質、土地所有形態、管理、法制度、援助や国際協力の条件に関して、きわめて多様であることを認識することも重要である。欧州連合(EU)の執行機関としての欧州委員会(EC)は、ヨーロッパ内外の主要な森林政策プロセスに次第に大きく関わるようになりつつある。

以下に記載されている諸活動は、こうした G8 内の多様性を反映している。

A. モニタリングと評価

G8 メンバーは、国内や世界の多くの地域において、森林の現況に関するよりよい情報を開発し、森林の状況をモニターし評価するために実質的な努力を行ってきた。カナダ、日本、ロシア、アメリカは、持続可能な森林経営のための基準・指標に関する 12 ヶ国から成るモンリオール・プロセスのメンバーである。一方、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、イギリスと欧州委員会は、持続可能な森林経営の基準・指標に関する汎欧州プロセスに積極的に参加している。

1998 年と 1999 年に、ロシアとアメリカは、温帯林等の保全と持続可能な経営のための基準・指標に関するモンリオール・プロセス作業グループ第 10 回、第 11 回会合をそれぞれ主催している。これらの会合はモスクワとサウス・カロライナ州のチャールストンで行なわれ、実施努力を進めるため、各国から政府、国際機関、非政府組織、他の基準・指標プロセスの代表、学者、さまざまな国内利害関係者が参集した。1998 年に各国は、基準・指標を制度化するための作業がどれだけ進展しているかを報告した。1999 年の会議では、各国は特に国連食糧農業機関(FAO)に対し、関心を有する政府とともに、既存のいくつかの基準・指標に関するイニシアティブ間での比較性を向上させる手法を探るために国際会議を共催するよう要請した。1999 年にはまたモンリオール・プロセス連絡事務所となっているカナダが汎欧州プロセスとともに経験を共有し、基準・指標のさらなる開発、データ収集や報告、その他相互に関心のある事項について話し合うための会議を主催した。

1998 年にはリスボンで第 3 回欧州森林保護閣僚会議が開かれ、欧州の森林の持続可能性をモニターし評価するための一般的な基準・指標のみならず、**実施レベルにおける持続可能な森林経営のための汎欧州ガイドライン**を採択した。1999 年 10 月、汎欧州プロセスは持続可能な森林経営のための地域の基準・指標の見直しと、これをヨーロッパ地域内での国家森林資源調査や経営計画に使用するための改良を含む詳細な作業計画に合意した。さらに、欧州委員会は、各国の資源調査の比較をやすくしたり、コミュニティ・フォレストリーの取組やプログラムのデータ・ベース化という作業に取り組んでいる。

関連した分野では、G8 は、資源調査、評価、モニタリング、管理の手段として、また、火災など森林に関連する脅威や災害を発見し対応するための手段として、リモートセンシングのさらなる利用を検討する共同イニシアティブに関する作業を開始した。現在、国内で、及び他国や国際機関などとの協力で進められている既存の G8 のリモート・センシングに関する活動のインベントリー作成作業が進められている。

1998年の山火事の大災害が森林に及ぼした悲惨な影響や、世界の環境や地域の安定にもたらした脅威を認識し、G8メンバーは東南アジアや中南米のパートナー諸国との協力活動を強化・拡大した。例えば1998年12月、日本の国際協力事業団(JICA)、国際熱帯材機関(ITTO)およびインドネシア政府は、**東南アジア森林火災管理フォーラム**を共催した。同フォーラムは、情報交換を行い、それまで実施されてきた森林火災管理への取組を整理するとともに、森林火災に対処するための今後の効果的な対策の実施に貢献することを目的としており、17ヶ国、8国際機関から200人を超える専門家が出席した。さらに、1999年初頭、カナダはメキシコの新しい森林火災情報システムを開発、実施するためにメキシコと緊密な協力を行なった。そのシステムは、毎日火災気象と火災危険地図を作成するため、世界気象機構(WMO)を通じて気象データを入力し、それをカナダ森林火災危険度測定システムを通じて処理する。

G8の各メンバーは国内の森林の状態をよりよくモニターし評価するため、相当な努力を払ってきた。1999年に、日本は、森林の状態と変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握・評価する森林継続調査(CFI)を新たに全国で開始した。CFIはモニトリオール・プロセスの基準や指標との互換性を念頭におき、生物多様性、生産力、健全性、水資源の保全、および地球的炭素循環といった持続可能な森林経営の多面的な視点を取り入れている。

ロシアの連邦森林局は、森林現況評価のための新しいガイドラインを採択した。このガイドラインは、森林法と一致する均一の手続きを導入しており、連邦と地方の両レベルで国家森林政策の調整を図る基礎を提供している。1998年に森林現況評価は森林資源の多元的評価を通じて行われた。1993-98年の5年間と1988-93年の5年間のデータを比較すればロシアの森林の基本的な特徴(例えば、森林面積の増大、稚幼樹中の針葉樹の占める割合の増加、人工林が林地とみなされるようになるまでの期間の短さ)が全般に改善されていることが分かるが、地域の森林経営が直面している深刻な問題もまた明らかになっている。

ドイツも自国の森林とそのさまざまな機能について幅広い調査を行なっている。森林面積、樹種別分布、蓄積量、林分構成、開発などに関する基礎情報を集めた1987年の第1回連邦森林現況調査に続いて、持続可能な森林経営の汎欧州基準・指標を考慮に入れ、2002年に第2回連邦森林現況調査が予定されており、これによって樹木の成長量、伐採、生態系要素に関する追加的な情報が得られることが期待されている。

1998年にイギリスは、持続可能性の原則をどのようにして実行に移すかを示す**林業規範**とともに、持続可能性を国レベルないしは森林管理単位のレベルで評価するための基準・指標を発表した。イギリス政府はこれらの基準に照らして経営管理の状況をモニターすることとしており、このことは規範自体や、関連する政策、規則、奨励策、ガイダンスなどの開発や改良によい影響をもたらすであろう。

1998年には、アメリカでも森林のモニタリング・評価を全国的に改善するための主要な一歩として、森林局長官が“持続可能な森林に関する円卓会議”を立ち上げた。これは連邦、州、地方政府、NGO、学界、産業界、森林所有者の代表を一堂に集めたユニークな官・民のイニシアチブで、1千万人の民間人が所有する森林面積1億8千万ヘクタールを含む3億ヘクタールに及ぶ国内の森林においてモンリオール・プロセスの基準・指標の実践を促進しようとするものである。この円卓会議は2000年中にいくつかのワークショップを開き、七つの各基準とその指標に関するデータ収集を取り扱うこととなっている。

B. 国家森林プログラム

1997年に森林に関する政府間パネル(IPF)によって定義された国家森林プログラムは、各国の自然状況に応じた持続可能な森林経営を達成するための幅広いアプローチを包含している。それぞれの国に向けられた多くのIPF行動提案の実施を促進するため、また、国家森林プログラムについて経験を得るため、ドイツとイギリスは他の先進国および開発途上国数ヶ国と協力してIPF行動提案を国家レベルで実行に移すために、1998年に6ヶ国イニシアチブを共催した。このイニシアチブは、IPF行動提案を実際に各国の現実に照らして評価する一連のケース・スタディを行なおうというものであった。

G8メンバーの中の数ヶ国はブラジル熱帯雨林パイロット・プログラム(PPG7)支援を積極的に継続している。このプログラムは、1990年のヒューストン経済サミットでG7のイニシアチブによって始められたものであった。ドイツとEUは依然として主要なドナーである。また、フランス、日本、イギリス、アメリカもこれに貢献している。

フランス、ドイツ、イギリスもまた、多様なパートナー諸国における持続可能な森林経営を推進するため、UNDPの森林計画(PROFOR)を通じて協力している。また、イタリアや日本は、同様の目的に向かってFAOと積極的に活動している。FAO-イタリア協力プログラムには、地中海、北アフリカ、近東における多くのプロジェクトが含まれており、その目的は、経済的効率性や参加・統合型のアプローチをはじめ、森林などの天然資源管理活動間の相互補完性を促進し、実証することにある。日本は、FAOおよび国際モデル森林ネットワーク事務局の協賛で、特にアジア地域に焦点を当てた持続可能な森林経営の現場レベルでの実践とモデル森林の推進に関する一連の国際ワークショップを2000年まで開催している。

G8メンバーは国家森林プログラムを支援するため、パートナー諸国との二国間活動を強化したり新たに開始したりした。例えば、ドイツは、森林分野でパートナー諸国と開発協力に関する決定のための基準として、国家森林プログラムを位置づけてきた。この意味では、ドイツの技術協力戦略は、開発協力機関とそのパートナーがIPF行動

提案を実践し、国家森林プログラムを開発するよう支援することを目的として作成されている。

カナダの開発援助は、アジア、アフリカおよび南北アメリカ地域で続けられており、国家森林プログラムとコミュニティー・フォレストリーに焦点があてられている。カナダのいろいろなグループや被援助国の官・民セクターの各種団体との連携の下、カナダ国際開発庁と国際開発研究所によりこうした援助が実施されている。

1990年代、フランスは、森林や放牧地を含む天然資源の経営管理を改善することに重点を置く環境および持続可能な開発協力プロジェクトのために、地中海およびアフリカのパートナー数カ国に対するその支援の内容を一層充実させた。

1998年にはアメリカのクリントン大統領が熱帯諸国の森林保全措置と引換えに、アメリカへの公的債務減額を承認するという熱帯林保全法(TFCA)に署名し、パートナー諸国を援助する新たなイニシアティブを打ち出した。この法律は、革新的な1992年の南北アメリカ事業イニシアティブをさらに拡張するものであり、これまでに10億ドル近い公的債務を棒引きにし、子供の生存と環境プロジェクトのために相当の現地通貨を生み出している。

欧州委員会は、欧州内外の森林の重要性がますます増大しつつあることを認識し、*欧州連合(EU)の森林戦略*も含め、近年森林の経営、保全、国家森林プログラムに関連するいくつかの基本的な政策文書を発表した。さらに、農村地域開発支援に関する理事会規定は林業施策のための資金援助について定めており、国家および地方の森林プログラムの有無や条項と関連付けられている。欧州委員会は多くの開発援助プロジェクトを支援しており、その目的はパートナー諸国における国家森林プログラム策定能力開発にある。

国内的な面では、G8メンバーは、これまでも国家森林プログラムを改善するためにいろいろな方策を講じてきた。委員会21に関していえば、フランスは*方向性と近代化に関する林業法*という新しい林業法を制定することによって、持続可能な森林経営を推進することを最高レベルでコミットした。

カナダは、森林の保全と利用に関する生態的、経済的、社会的、文化的側面を包括する新しい5ヶ年戦略計画を採択することによって、あらためて持続可能な森林経営への決意を新たにした。*持続可能な森林：カナダのコミットメント*と題する国家森林戦略(1998-2003)は、森林と森林経営者に寄せられる期待の範囲を調和させる集合的試みである。

1998年10月、日本は森林法等の改正を行い、幅広い国民の意見を反映させるため、県、市町村レベルの森林計画案を縦覧に供する制度を導入したほか、市町村レベルで

の森林計画制度を拡充した。

ドイツは、森林の長期にわたる機能を保存し改良するために、6ヶ国イニシアティブを通じて得られた経験を基に、州、NGO、および他の関連パートナー国とも緊密に協力して、自国の国家森林プログラムを策定するプロセスを開始した。その結果は2000年後半に明らかにされることが期待されている。

ロシアでは、森林火災が重大な経済的損失および環境破壊という深刻な問題を引き起こしており、連邦政府は、その国家森林プログラムを通じて火災対策を講じ始め、1999年1月、森林火災に取り組むための緊急活動や目標の要点を明らかにした**連邦目標プログラム：森林火災管理 1999 - 2005**を承認した。森林火災管理のためプログラムを実施し、適切な投資を行えば、人為的な森林火災の発生数や地域、およびこれに伴う経済的損失を削減することができると期待されている。また、森林内の生物多様性を保ち、森林生態系が持つ環境や資源の潜在力を高め、炭素バランスの維持を改善し、ロシア連邦の持続可能な開発というコンセプトの目指す目標にもやがては到達するものと期待されている。

C. 保護地域

G8メンバーは、森林保護が持続可能な森林経営にとって重要な要素の一つであると考えており、森林保護を促進するための国内外での活動に携わっている。例えば、森林保護やその達成に関する合意形成の必要性を認識し、アメリカとブラジルは、1999年3月、プエルト・リコのサン・ファンにおいて、IFF 貢献活動として森林保護地域に関する専門家会合を共催した。フランス、イギリス等各国、国際機関もこの会議の組織委員会メンバーとして協力し、この国際会議には70の国、環境団体、先住民グループ、研究機関や大学などから130人の専門家たちが集った。

フランス、ドイツ、イタリア、イギリス並びに欧州共同体は、**森林生態系における生物学的、国土的多様性の保全および促進に関する汎欧州事業計画**の下で協力している。これは、ヨーロッパの全ての森林タイプの保護を目標としており、天然林や保護林に関するプログラム並びに森林の生物多様性に関する EC 研究プログラムによって補完されている。欧州共同体は、2004年までに多数の林地を含む、代表的な保護地域の欧州ネットワークを開発するため、**ナチュラ 2000 計画**も発足させた。

上記の努力を補足するものとして、イタリアの開発協力機関は、ペルーやボリビアのアマゾン域の国境線にまたがる保護生態系の持続可能な管理に向けた支援や、南アフリカ地域内の隣接する国立公園において生物学的、経済的回廊を開き、各国の基準や、関連する法則、経営の方法を調整し、隣接国による国境を越えた協力の醸成といった越境協力活動に積極的に取り組んでいる。

1999年 ロシアとリトアニアは、ロシアのクロニアン・スピット国立公園とリトアニアのクルシュ・ネリジャ国立公園を世界遺産の一覧表に登録するようユネスコに申請しており、現在検討されているところである。ロシアは、フィンランドとも両国国境地帯のロシアのパナヤビ、フィンランドのアウランカ国立公園境界地に国境公園を共同で建設中である。

ドイツでは、商業目的の利用から完全に除外された 83,000 ヘクタールを含め、森林の 65%が何らかの特別保護下にある。イギリスでは、政府が国内の保護地域の設立や経営の仕組みに関する見直しを開始した。

森林の公益的機能を確保するために、日本は、1998年12月に「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定し、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分に再編した。また、「水土保持林」と「森林と人との共生林」を合わせた「公益林」の面積を国有林野全体の5割から8割へ拡充した。特に保護を図るべき森林については、森林生態系保護地域等の保護林として設定し、1999年4月現在、812箇所、約514千ヘクタールで、原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等である森林の保護・管理を行っているところである。

1999年10月、アメリカのクリントン大統領は、研究地域の提供、貴重な魚や野生動物の生息地の保護、侵入種からの防護等を目的とし、新たに1,800万ヘクタールの国有林を商業目的の利用から保護する計画を発表した。保護すべき森林を特定するため、1年間の再調査を行い、世論を醸成し、環境影響報告書を作成することとしている。

D. 民間セクター

G8メンバーは、持続可能な森林経営を推進するために、非政府の関与とともに、活動を展開してきた。例えば、フランスは、具体的にどのようにすれば熱帯雨林を持続的に経営することができるかを実証するため、カメルーンのディマコ地域において官・民の利害関係者が協力して行う統合的な熱帯雨林の持続可能な経営のパイロット・プロジェクトを開始した。

1999年7月、小淵恵三総理は訪中した際、中国国内において植林緑化事業を進めている中国の民間団体等に対して日本の民間団体等が行う協力事業を資金面で支援するための基金（通称「小淵基金」）を設置することを発表した。

イタリアの開発協力機関が、ブラジルの2州 Rondônia と Acre のアマゾン川流域において展開しているアグロ・フォレストリーのプロジェクトは、これら2州の小規模生産者団体（主にコロノスとセリングエイロス）が新たな経済収入の方法を見出す手

助けをすることを目的としている。この新たな収入源は、野生放牧や鉱業が広域の森林減少をもたらし、生物圏や気候のバランスにとってかけがえのない天然資源をあたり構わず略奪し開発する傾向を正すことを目的としている。

米国国際開発庁（USAID）と商務省は、持続可能な林業イニシアティブの下で、全米林産物・製紙業協会と協力し、1999年ハリケーン「ミッチ」により大打撃を受けた中米地域を復旧することとした。この活動には、ホンジュラスのグアナハ島における、長期的な持続可能な森林経営に必要なインフラを整備するためのパイロット・プログラムも含まれている。

欧州共同体は、共同体加盟国資金援助システムと補い合う、森林の経営と保全のための資金援助を行なっている。ECの貢献は、植林、既存の森林の改善、災害後の再植林、林道、林産物のマーケティング及び加工、小規模経営者組合の育成など様々な活動に及んでいる。ECは、会議開催や出版物の委託、熱帯パートナー諸国における森林認証関連プロジェクトの支援を通じ、自主的かつ市場主導型のひとつの手段として、また助成金を通して潜在的で融通性のある森林政策の手段として、森林認証を支持してきた。

1999年6月、イギリスの森林認証企画（UKWAS）は、イギリス国内における森林経営の独自の認証のための自発的な計画として打ち出された。この計画は、持続可能な経営が行われている森林から生産された木材製品への需要の高まりを受け、林業、環境、社会団体の幅広いパートナーシップにより開発された。UKWASは、国家レベルでの林業達成度基準に関する初めての合意である。UKWASは全てのセクターと関係者の代表からなる運営委員会によって運営されている。イギリスでは全森林面積250万ヘクタールのうちの100万ヘクタール近い森林がUKWAS規格で認証されている。

アメリカは、国内外を問わず官・民のパートナーシップが持続可能な森林経営の強力な手段であると考えている。例えば、アメリカ政府は、フォード社や世界自然保護基金アメリカ支部を中心とした環境保護団体グループとともに、1999年5月に発行された森林を含む北米陸生生態地域保全評価の作成を行なった。1998年には、エネルギー省と全米林産物・製紙業協会は、共同でアメリカ全土で持続可能な林業の実践を促進する技術ビジョンと研究アジェンダ2020を拡充している。

E. 違法伐採

G8メンバーは、政府やその他の森林所有者から重要な収入を奪い、持続可能な森林経営の阻害要因となる、違法伐採された木材の状況を評価するため、パートナー諸国との協力関係を強化した。例えば、1999年イギリスは、インドネシアにおけるこの件について重要なレビュー、*収益に溺れて：インドネシアにおける企業と地域的森林資源の配分と森林の持続可能性と政策への関係*とを終了し、政府と市民社会団体によって

問題点の対策が検討されている。同年イギリスは、他のパートナー諸国に対し違法伐採に対処するための基金を提供し、さらに今後 3 年間にわたり、カンボジアにおける林業犯罪報告プロジェクト、およびグローバル・フォレスト・ウォッチの活動に対し支援していくとしている。

アメリカは、1999 年 6 月にカンボジアのプノンペンで世界銀行が主催した「森林法施行」シンポジウムの結果や政府や、NGO によるその他の進行中の活動を受けて、東南アジアで地域会議を開催することにコミットした。アメリカは、目下、政府、国際機関、NGO とともに会議の日時、場所、内容などについて協議中である。

日本は、木材貿易の経済情報と市場透明性の改善のため様々な活動に対し資金的貢献を行ってきた。例えば日本は ITTO を通じて、木材統計情報の整備、統計処理機能の向上を目的とし、人材育成や体制整備を図るための加盟生産国のプロジェクトに拠出している。また、日本は、木材貿易や生産に関する国際的な統計情報機能の強化を図るために関係国際機関が協力して取り組む活動に拠出している。

EC は、その森林に関する開発政策文書に記されているように、無秩序な伐採を行っている多国間企業の問題に対処するため、世界共通の規則を支持している。EC は、解決に時間を要しいつまでも続く違法伐採の問題に取り組むために、プロジェクトへの拠出するとともに、EC の注目することとなった特定のケースでは、パートナー国政府へのアプローチも行っている。

イタリアの開発協力機関は、森林資源と保護地域の計画的な運営のため、森林の巡視・監督と地域社会の参加の強化や、森林資源の合法的利用体制の確立に向けた経済面、行政面からの動機付けを提供することにより、違法狩猟・違法伐採対策イニシアティブを含む統合プログラムに積極的に携わっている。このプログラムでは、エコツーリズム、文化ツーリズム等環境と両立した森林利用形態の開発に重点を置いている。

イギリス国内では、伐採は、許可制度、経営計画、樹木保存令、法令に基づく開発管理によって規制されている。伐採の申請は、市民が違法伐採を告発することができるよう、承認が与えられる前に全て公開登録される仕組みとなっている。

・ 結語

2 年前に開始されたこの森林行動プログラムは、世界の森林問題について G8 メンバーが協力して取り組んだ最初の経験である。それは G8 メンバーそれぞれの経験に基づいており、現在国際社会がさまざまな地域ないしは国際プロセスにおいて行なっている広範な行動を補完するものである。

本報告書は、G8メンバーの森林生態系、土地所有形態、行政組織、国際協力プログラムの多様性を反映し、また、森林問題に関するG8メンバーの個別のおよび集合的リーダーシップを反映して、1998年以降のG8の活動が多岐にわたっていることを示している。本報告書はまた、G8メンバーがどの分野で、その力を発揮したが、そして機会あるごとに、森林に関する政府間フォーラム（IFF）への支援を含め、多くの問題について協力してきたかを明らかにしている。

これまでのさまざまな取組は、持続可能な森林経営と持続可能な開発に向けて大きく貢献しているが、G8メンバーはまた、これらの目的を達成するためにはすべてのメンバーがさらに一層の努力を行なう必要があることを認識している。

カナダ

．はじめに

カナダは自然の資源および国土の半分にも及ぶ広大な森林に恵まれている。我々の森林は、我々の受け継がれてきた遺産と国家的アイデンティティーの一部である。カナダ人は森林を、持続し次世代へ引き継ぐべき遺産として受け継いだものと考え、これらの生命を支える生態系は、幅広い、精神的なものから物質的なものまで、環境的、経済的、社会的、文化的な恩恵を与えるものであることを認識している。

以下の概観は、G8 森林行動プログラムに沿った持続可能な森林経営に関するカナダにおける活動の幾つかを詳述する。

．モニタリング

カナダの森林に関するデータ

1990年、カナダ森林大臣会議(CCFM)は、あらゆる期間の活動のレベルを数量的に説明し、活動の変化を記録し、資源自体の変化を決定する目的で、国家森林データベース・プログラム(NFDP)を立ち上げた。以降、森林経営の財政的側面が、虫害抑制製品の使用に関する情報とともに付加された。しかし、このデータベースを森林の非木材価値にまで拡大することは、依然困難である。

他の活動であるカナダ森林占有データ・インフラ(CGDI)は、林業関連の情報交換を促進するものである。これは、政策形成、意志決定、及び経済活動を支援するため、森林の土地に占める割合に関するデータ、情報保有及びサービスへの時を得たアクセスを促進することを目的とした、連邦政府、州、準州、民間セクターおよび学術界の協調が原動力となる。

基準と指標(C&I)

1年間の協議を経て1995年に、CCFMは持続可能な森林経営のための国家C&Iの枠組みを採択した。基準とはカナダが持続しようとする森林価値を示し、指標により持続可能な森林経営への同国の進展を監視する。

その実施はすでに開始しており、カナダが持続しようとしている森林価値を計る同国の能力を詳述した報告書は、<http://www.nrcan.gc.ca/cfs/proj/ppiab/ci>に掲載されている。さらに、CCFMは、2000年に、49の主要指標により持続可能な森林経営に関して報告を行うために、データおよび情報収集を行う計画を承認した。

リモートセンシング

カナダは、森林構成に関する詳細かつ有益な画像を作成するコンピューター・ソフトウェアおよび航空リモートセンシングの、経費が少なくすむ組み合わせを開発した。この新システムは、樹木を品種および他の顕著な特徴により、自動的に分類し、森林経営者がより迅速かつ正確な目録を作成し、伐採可能な地域を特定し、保護または再生の必要な地域を発見することを可能にする。

カナダの森林の持続可能な開発を宇宙から監視するために、あらたな事業である持続可能な森林開発のための地球監視(EOSD)が実施準備中である。カナダ森林局およびカナダ宇宙局の連邦政府 2 機関が州および準州と協力して、この 10 年間の事業に取り組んでいる。同事業は、宇宙に設置された技術を活用して、カナダの持続可能な森林開発監視および京都議定書の森林情報の必要性を満たすカナダの優先分野および国際的コミットメントを支援する。時間を経た森林構成、分布、構造および機能の状況および主な変化が数値で示される。リモートセンシングによる観測は、新たな 3 段階の国家森林目録の構成要素を成す。その成果及びデータは高度情報装置を通じて広く公表される予定。

カナダはさらに、森林の土地に占める割合に関する情報をインターネットで公開する国家事業であるジオコネクション、および情報ハイウェイの地理的情報分野であるカナダの森林の土地に占める割合に関するデータ・インフラを立ち上げた。

地球規模の災害

毎年、樹冠火災が世界で火災により失われた森林の大半の原因となっている。CFS は樹冠火災（炎が樹木の頂点から頂点へ急速に延焼し、短時間に広範な面積を焼き尽くす、きわめて破壊的な火災）の動きに関する国際的な新たな調査に参加した。樹冠火災の詳細な、実地テストで検証した物理的モデルを産出したこの調査は、この種の火災がどのように発火、延焼するかについての情報を提供するものである。

この樹冠火災モデルは、カナダで開発した火災監視システムと共に、カナダの先端森林火災管理における世界的な先駆的革新国としての地位を確立した。カナダの科学者が開発したこのシステムは、75 年間の火災科学の頂点を示すものである。このシステムは、火災管理者の森林火災の危険性および延焼に関する評価を助け、また管理者に対して、必要な撒水装置の数や初動消火班の配置場所等の消火作業の効率的方法を示すことができるコンピュータープログラムが含まれる。1980 年台、カナダ森林火災危険評価システムは、ニュージーランドおよびアラスカで利用するために各地域に適合するよう調整された際、国際的な認識を得た。さらに最近、カナダ未開地火災情報システム(CWFIS)が B.C.、アルバータ、サスカチュワン、東南アジア、フロリ

ダおよびメキシコで使用のため、各地域向けに調整され、他の州および国家はその採用を前向きに検討している。

1998年にカナダは、米国国務省主催の、地球規模の災害情報ネットワーク(GDIN)の計画に関する協議において積極的な役割を果たした。GDINは、かつてはCFS主導の、G-7情報化社会、地球規模の緊急事態管理情報網イニシアチブの発展型である。

・ 国家森林プログラム

カナダ国家森林戦略

新たな5カ年国家森林戦略は1998年5月に採択された。同戦略は、新千年紀にむけてのカナダの森林界の政策および行動の指針となる枠組みとなっており、31の目標及び121の行動へのコミットメントを盛り込んだ9項目の戦略的指針を示している。戦略的指針は以下のとおり。

- ・ 森林生態系：複数の価値
- ・ 森林経営：行動管理
- ・ 一般参加：多数の声
- ・ 林業：世界の競争者
- ・ 森林科学および技術管理：チームとしてのアプローチ
- ・ 地域社会および労働力：変化とともに生活すること
- ・ 先住民：関係の問題
- ・ 民間所有の植林地：拡大する機会、および
- ・ 地球規模の視点：国際舞台でのカナダ

戦略行動計画実施状況に関する報告書は、2000年4月には完成。

気候変動

カナダ森林局(CFS)は、気候変動を、同国が現在および今後の国際的報告義務を満たす一助となる科学技術研究に関する優先分野と位置付けている。科学者、科学管理者から成る気候変動タスクグループは、具体策が策定された二つの重点研究の必要性を指摘した。

i) 森林の地球規模循環および気候変動がカナダ森林生態系に及ぼす影響に関する知識および予知、計測能力の向上。

ii) 調整および緩和オプションと戦略。

同時に、長期研究のすべてが継続している。これは実地における実験および計測、モデル作成活動、および環境変化への遺伝的要素の感度に関する研究を含む。

国際的レベルにおいては、CFS 気候変動科学者は、国際森林研究団体連合(IUFRO)

および国際地理領域生物領域計画(IGBP)等の科学機関を支援する努力を追求している。CFS はさらに、2000年5月にエドモントンで、世界炭素予算における北方森林および林業の役割に関する国際会議を開催する。

モデル森林

カナダにおいては、大半の主要森林生態地方において11の実動森林網が存在する。規模は10万ヘクタールから150万ヘクタールの範囲で、合計で850万ヘクタール以上におよび、それぞれの森林地域の独自の社会的、生態的および経済的条件の範囲内において、共有される持続可能な森林経営の目標に向けて共に取り組むパートナーに基づき運営している。ネットワークレベルにおける協調の一例としては、各地それぞれにおいて重要でカナダの国家基準および指標の枠組みに合致した、各現場における指標の開発である。さらには、先住民主導のモデル森林が1998年に設立され、ネットワーク全体の取り組みにより、他の10森林における先住民の関与の度合いが増加した。

政府開発援助

カナダは、カナダ国際開発庁(CIDA)および国際開発研究所(IDRC)を通じて、開発途上国および経済移行期にある国に対して援助を行っている。二国間林業開発援助は要請に応じて提供し、一般的に国家森林プログラムが存在する場合はその枠組み内において実施される。こういった活動は、アジア、アフリカ、北南米、中東欧において120事業をカバーしている。これらの取り組みやその他の取り組みへの資金援助は年間5千万ドルに及び、多国間機関およびイニシアチブへのコミットメントが含まれる。国際的森林問題および熱帯地域における持続可能な森林経営への一般社会および政治的関心が増大していることは、開発途上国への技術移転および資金援助の増大につながるであろう。

国際面におけるカナダの一つの主要な活動は南アフリカで1991年に6カ年間の総予算1,180万ドルで立ち上げられた、南アフリカ開発共同体(SADC)樹木種子センタ - 事業である。同事業継続のために、追加財政支出が行われている。

森林に関する政府間フォーラム(IFF)

アジェンダ21の実施に関する第19回国連特別総会によりマンデートを与えられたIFFは、その活動を3つの分野に焦点を当てており、うち1つが将来のあらゆる種類の森林に関する国際的取決め及びメカニズムに関して扱うものであった。(カテゴリ - III)

例えば全ての種類の森林に関する法的文書等の、将来の国際的取決め及びメカニズムの考え得る内容を特定し、コンセンサスに向けて取り組むというIFFのマンデー

トを支援するため、コスタリカおよびカナダは、技術的議論を促進する目的で中立で透明、参加的で代表的なフォーラムを提供するためにパートナーシップを結んだ。21の国および国際機関がこのイニシアチブに対して資金面その他の面における貢献をし、世界各地で地域会議を開催することを可能にした。

政府、政府間機関、非政府組織(NGO)、先住民、女性組織、および民間セクターに参加資格が与えられた。出席者が地理的均衡の取れた形で代表し、討議される問題に関する意見の範囲が均衡の取れたものとなるよう、留意がなされた。

・ 保護地域

約 8,300 万ヘクタールがカナダにおいては保護されており、うち約 3,200 万ヘクタールが森林である。カナダ国内の森林のうち木材生産のために管理されているのは半分にも満たない。その他は開かれているか、立ち入りができないと考えられている。

1995年に、1992年の国家森林戦略に関する進展の評価は、保護地域網完成への進展が予想より遅れていることを指摘し、この目標が最優先事項であると位置付けた。1998年に承認されたカナダの新国家森林戦略における保護地区へのコミットメントを再度言及したことは、この優先順位を反映したものである。

1998年に G-8 森林行動プログラムはメンバー国に対して、国際自然保護連合(IUCN)保護地域管理分野および他の分類方法により、保護地域に関するコンセンサスを達成することを求めている。同プログラムはさらに、メンバー国が現行の保護地域網の枠内では十分に反映されていない重要な森林の種類を特定するよう提案している。

国内外に保護森林地域への相当程度の関心が引き続き存在するが、カナダは、責任の重複や政府の異なるレベル間の調整以外にも多様な問題に直面している。例えば、保全計画への全国統一の原則がなく、「代表」という用語の定義が正式に確定しておらず、保護地域には数百もの異なるカテゴリーが存在することなどである。さらにカナダは、保護地域に係わる生物多様性に関するデータ収集および報告を総合的に行う国家的枠組みを、現時点では保有していない。

州および準州は、各自の状況にしたがって保護地域の確定への行動を起こす傾向があり、その決定は生物多様性よりもむしろ、地理的事情に基づいて行う場合が多い。ノバスコシア、オンタリオ、プリティッシュコロンビア等の州のように近年、代表的地域保護へ向けて大きな進展を遂げた州もある。他の州および準州は、公的分野と産業との利害対立を調停するため大規模な協議を行っている。

森林管理表彰事業

1998年に国家森林会議において立ち上げられた森林管理表彰事業は、カナダの森林における管理、持続可能な厚および生物多様性保全の努力に対する認識および評価を促進することを目的としている。同事業は、これらの分野における関係者の取り組みに感謝し、得た教訓をカナダの森林および野生生物を健全で安全な状態に保つことを意図している。大きく貢献した要員、組織および企業が表彰される。

・ 民間セクター

民間保有地

カナダ国内の森林は、90パーセント近くの林業用の森林が、州政府の管理下にあるなど、大半が公的保有下にある。しかしながら、リース契約により、これらの土地においてはほとんどが民間林業会社により伐採されている。

各州およびリース期間により正確な条件は異なるが、リースの合意は一般的に、林業会社に対して、産業の商業的目的と政府および公のより広範な目的のバランスをとるため、厳格な要件を満たすよう要求する。こういったパートナーシップは、複雑かつ変化しており、市場の力、環境条件、政府の取り組み、国際趨勢およびカナダ国民の態度の変化や価値観により影響を受けるものである。カナダの歴史上一貫して、公的な関心が森林法制および経営の形成に寄与してきており、今日でも引き続き寄与しており、以前に比べ、より直接的になっている。

1997年CCFMは課税政策およびその民間植林地の持続可能な経営への影響について検討するタスクフォースを発足した。その1998年9月の会合において、関係閣僚は、政府のすべてのレベルにおける課税体制が多くの懸念を引き起こしていることを確認した調査結果を受け取った。関係閣僚は、勧告の全般の評価が終了した段階で、それぞれの大蔵大臣にこの調査結果を手渡すことに同意した。

認証

1999年7月現在、370万ヘクタール以上がカナダ国内において3システムのいずれかにより認定された。1森林地域(23万ヘクタール)はカナダ基準協会(CSA)により認定、3地域(21万ヘクタール)が森林管理会議(FSC)により認定、また6社(370万ヘクタール)は自社の林業運営が、国際標準化機関(ISO 14000)により認定された。これらは広大な面積ではあるが、カナダの森林の中では、ごく一部分にすぎない。

カナダの中央政府および地方政府は、いかなる特定の認定方式をも、市場中心で市場により動かされるべきものであるとして、公式に承認していない。この点において、

各政府は、貿易障壁にならないよう留意しつつ技術的および研究支援を提供している。

他国への支援

カナダは、カナダ国際開発庁および国際開発研究所を通じて、開発途上国および経済移行期の国家における商業的林業関連活動に関心のある民間企業に対して支援を行っている。こういった支援は、カナダ国内および開発途上国の民間セクターのパートナーに対して、合併企業が機能するように支援することを目的としている。しかしながら、カナダ国内の産業界における熱帯林での投資機会およびパートナーシップを追求する関心は、増加傾向にあるものの、依然低水準である。

・ 違法伐採

違法伐採が、大規模な違法な木材収穫、加工または輸出と解釈される場合、カナダ国内においては、計画、伐採および木材加工に関する手続きを明確に定義した法制および規則が存在するという理由のため、大きな懸念ではない。もう一つの理由は、希少熱帯品種に比べてカナダの森林資源の価値が低いためである。

カナダの立場からすると、違法伐採とは、個人が自らに帰属しない又は運営する許可のない土地から生きた樹木または伐採された木材を持ち去る行為である。この観点から、州および連邦当局は、公的教育、技術開発、監視、捜査、違法行為を行った者の訴追に至るまでの施策を実施している。現在、ブリティッシュコロンビア州では違法伐採者1年に1,000万から2,000万ドルの損害が発生している。

カナダは研究活動の幾つかを通じて、この問題に取り組んでいる。例えばCFSによる樹木DNA分析技術への取り組みは、違法伐採者の逮捕および手がかりを得るなどの法廷において応用がきく副産物となる可能性がある。CFSの科学者が樹木のDNA特定技術をより精密なものにすると、特定の黄または西洋赤スギをその切り株と一致したり、その材木が無許可で伐採されたかを断定することが可能となるかも知れない。すべての生命体と同様に、樹木も指紋同様に個体によってすべて異なるDNA遺伝的物質を、細胞に含んでいる。

国内で利用するのに加えて、この将来有望な技術は、他国に対して、広範に影響を及ぼす問題解決を助けるために、容易に技術移転が可能である。

フランス

・はじめに

G-8 森林行動プログラムは1998年5月9日に G-8 外相会合において採択され、バーミンガム・サミットにおいて各国元首により承認された。

以下は、そのコミットメントに関するフランスの進捗状況を述べる。

フランスは、自然資源の持続可能な利用および管理は最も重要なものであると認識している。林業においては、長い伝統により教訓が得られ、詳細な法および規則のみならず、経営慣行がそれに基づき形成されてきた。

以下は、検討すべき、総合的に扱われるべき全体の一部に過ぎないが、具体的な行動に焦点を当てたG8のコミットメントにつき報告している。

・モニタリングと評価

・監視

ちょうど発足10周年を迎える仏森林健全局は、国家森林庁(ONF)、民間所有組織(CRPF)および他の公的機関など異なった森林経営団体所属の代表者240名のネットワークを率いる森林保護の専門家の核で構成されている。

同局は、害虫、病害および非生物学的要因による森林被害の年間約4,000の個別の記録を収集している。この情報は、データベースに保存している。

さらに、樹冠の状態は、ヨーロッパレベル(EU プラス他の17カ国)で構築された組織的な16キロメートル四方(レベル1)ネットワークにより1989年以来毎年評価している。これは個別に監視する540地点、10,800本の樹木に相当する。

関連の結果および評価は年次報告書「フランス森林の健康状態」において公表される。

こういった監視活動は現在の森林の状態のみならず、大気汚染を含む、他の組織により監視された環境的要素に関係する考え得る傾向を描写することを目的としている。

第二の常設ネットワークは、100の森林からなり、30カ国に分布する800以上の森林の汎欧州集中監視(レベル2)ネットワークのフランス支部である ONF が実施する RENECOFOR ネットワークである。

1992年に発足し30年の間活動することになっている本ネットワークは、広範

な生態系の長期的な変化があればそれを検知し、そういった変化の原因を特定することを目的としている。

多くの核となる変数が、各地点において計測される。それらは、樹冠の状態、土壌および葉の化学的状況、生長、土地の植生、異物の落下である。大気の沈澱物（オープンな野原および樹木の被いの下） 気象および土地に溶解する化学物質は、それぞれ 27、26および17地点で副サンプルにより監視する。

・評価

データの大半は、IFN（国家森林目録局）により提供される。これは、当初は森林庁（農業省）の一機関として発足し、1960年から1970年にかけて徐々に体制を整えていった。のちに独自の役員会と独立した予算を持つ公的機関に改組した。

同局の主要な目的は、土地利用および土地を被っているものの種類の分布を特定することである。

多様なデータおよび地図、それより第一に、概略、および目録の主要な結果の多くの図表を含む同局の小冊子を作成する。これらの結果は分析され、過去の目録と比較される。

G-8 各国元首のコミットメント実施にあたり、必要なデータを収集し、追加コメントをふくむ特別冊子の発行するなどして、特段の注目が FRA 2000 に向けられた。背景の相違による異なる定義や理解および手段を可能な限り調和するため、さまざまな国々と FAO 代表者との間で会合が数件行われた。

進行中の主要な改善点は何か？

1. 衛星による画像を使用し、航空写真の使用を中止すること

SPOT5 衛星の打ち上げ（2005年頃の予定）からの超高解像度の画像が利用可能となるまでは、この利点の反面詳細さの低下にもつながる。

2. 標本調査的論理から来る統計学的な予測に代わり空間的な予測を行う。

これらの大きな発展に加えて、手続きに多数の改良を加えることを検討または実施している。例えば、

- a) 写真デジタル化または直接デジタル化
- b) 計測データベースのアプリケーションを顧客のサーバーへ移行
- c) 同局の目録公表の起草の一部自動化
- d) 携帯型入力端末を用いた地上データの受信
- e) 調査対象森林への地形図の横断から地球測位システム(GPS)による衛星誘導支援への切り替え

・ 国家森林プログラム

G-8 メンバーは、国家森林プログラムを定義・実施すること等により、持続可能な森林経営を促進することにコミットした。

21 -- 森林法

森林法は1827年から採択・実施されてきた。もちろん多くの改正および追加が原文に対しておこなわれてきた。

G-8 のコミットメントが「トップにあるテキスト」すなわち森林法に反映されなければならないことは明白であった。

重要な作業が開始された。最初の部分は前文であり、伝統的な3つの目標である、森林の経済、生態系および社会的機能に加えて、持続可能な森林経営に言及した。我々は、なるべく早期に、できれば1999年冬もしくは2000年春頃の国会審議のためにこの事前作業を完了するものと予想される。

22 -- 森林および農村開発

欧州地域において、森林経営を持続可能に改善することをめざした規則、法制および地上での応用において永年の伝統がある。その焦点は、収穫のみならず、徐々に環境および社会的側面を含める方向へ変化してきた。後者の側面は、EU の農村開発を目指したプロセスの中でも強調されている。したがって、森林プログラムを再訪し、他の当事者との対話および協力を改善するユニークな機会である。

この対話の結果としての60頁の報告書には以下のものが含まれる。

- ・ 過去のEU のプログラムに特別に言及し、歴史の結果としての現状
- ・ 「大きな地域」において共有する地域に応じて表明される目的及び目標
- ・ 5カ年プログラムに定義された数値目標を含む精密なプログラム
- ・ 中期、のちに評価

広範な対話は森林経営者および多くの省および各部門の代表者が、お互いをよく知り理解する貴重な機会であった。

2つの主要な理念

- * 均衡のとれた管理による農村の維持
- * 雇用機会の創造

23 -- 森林戦略

国家森林プログラムを定義することは、中長期的な目標への合意を意味する。

普段のパートナーとの広範な協議はフランスの「委員会21」の後援で行われた。この広範でオープンな議論の産物として、「フランス森林戦略」と題した文書が作成された。この草案は各省および地域に回覧しているところである。

本文書の条項および内容の透明性を高め、一般社会の意識および参加を促すためにインターネット・フォーラムも公開された。

・ 保護地域

G-8 のコミットメントはこのようなトピックの優位性を高めた。フランスは2つの現在の活発なプロセスに積極的に関与している。

- ・ 生物多様性に特段の注目をした欧州森林保護閣僚会議（ストラズブルク会議決議 S 2 および EUFORGEN 計画）
- ・ ナチュラ 2000 ネットワーク。同ネットワークは、多様な保護のステータスを持った多くの「貯蔵庫」を含む。EU 規則の実施は多くの議論や対立さえを引き起こした。こういった対立は、目標文書を検討している間に次々に解決している。

さらに、多様な保護のステータスを含む現存する貯蔵庫および保護地域に関するデータ収集を目的とした、知識および共通理解を高めるため、例えば COST E4 等、この分野における幾つかの研究事業が、立ち上げられた。

・ 民間セクター

フランスにおいては、70パーセントを超える森林が民間所有である。従って、民間セクターは、所有、製品やサービスの生産、経営に関して大きな役割を果たしているだけでなく、森林伐採および加工においてもユニークな当事者となっている。

1963年に法制定以来、25ヘクタールを超えるあらゆる土地に関して管理計画の作成が義務付けられている。これらの文書は所有者自身が、地域的狀況を考慮して自ら作成する。そして、その文書は土地の所有者の代表が検討し承認する。国家の代表者は拒否権のみを持っている。

起草中の新森林法案は、管理計画の提出が義務付けられる土地の最低限度を10ヘクタール超に引き下げるよう提案している。

行動規範

G-8 の会合は、広い意味で、持続可能な森林経営を確保することにより一層貢献するために民間セクターの関与の関心を強調した。

この観点において、森林所有者が主導権をもって、次にフランス国内の他の民間パートナーと共に、さらにステップバイステップで、他国と汎欧州森林認証(PEFC)の枠組みを定義付けをしてきた。この自発的なツールは、欧州の多様な状況の下、持続可

能な森林経営とは何かを定義し、また同時に、遵守と幾つかの共通の基本原則の条件の下で認証制度の相互承認の基礎を確立することを目的としている。

VI. 違法伐採

フランスにおいては森林伐採は、厳しく規制されている。

公的および民間の森林において、管理計画が許可された伐採を定義している。フランスは領土が限られ、人口密度が高く、違反者の大半は発見され、訴追される。

持続可能な森林経営の認証条件に関する暫定的取り組みは、また、違法伐採を抑止する取り組みでもある。しかしながら、僅かな土地と僅かな加工拠点しかない国家においては安全に保護を設定することは困難である。

確実であるように見える場合、輸入木材にとって有用である。

ドイツ

・ はじめに

この報告書は、1998年5月英国のバーミンガムでのG8外相会議で決定された「G8森林行動プログラム」のドイツにおける実施状況をまとめたものである。この行動プログラムの実施と同時に、ドイツは「森林に関する政府間パネル(IPF)」報告書に含まれる「行動提案」をも実施した。さらに、ドイツは、「森林に関する政府間フォーラム(IFF)」や欧州森林保護閣僚会議やバルト海地域アジェンダ(バルト海21)など専門フォーラムにおける、持続性可能な森林経営に関する対話に引き続き参加する。ドイツは、生物多様性条約の枠組み内で、森林生態系の生物多様性の分野における活動を支援する。具体的には、「森林に関する政府間パネル(IPF)」や「森林に関する政府間フォーラム(IFF)」の結論を考慮し、IFFの実施中の作業に寄与することを目的とした作業プログラムを支援する。

・ モニタリングと評価

ドイツは

- ・ 森林の多様な形態、さまざまな機能を考慮しつつ、国内の森林の広域調査を実施している。第一回目の連邦森林現況調査では、1987年10月1日の期限までに、森林面積、樹木種類別分布、成育品種、森林構造、森林開放度などに関する情報を提示した。第二回目の連邦森林現況調査は2002年に予定されている。二回目調査では、第一回調査のパラメーターを凌ぐものとなり、成長、伐採および生態学的パラメーターに関する、追加情報、トピック別情報を提示することになる。

- ・ 以下の三つのアプローチを含む広範な観点から森林の状態を評価している。

ドイツ全土を網の目に分けした調査。森林の範囲および森林の状況の発展に関する地域別情報を提供する。(欧州水準による「レベルIのプログラム」と指定。)

森林生態系とそれに影響を与える要素間の因果関係に関する集中調査。
(「レベルIIのプログラム」)

森林生態系への調査。

- ・ 各連邦州の森林モニタリングプログラムにより、さらに森林の状態のモニタリングを行っている。

- ・国連食料農業機関(FAO)の世界森林資源評価(FRA2000)の一連の質問に全面的に協力し、データをFAOに送付した。

- ・可能なかぎり、国内の調査プログラムすべてにおいて持続可能な森林経営のための基準と指標を考慮する。

- ・関心を持つすべてのグループや組織がリモートセンシングデータや技術へアクセスができるような枠組み条件を策定した。

- ・国内の森林政策の基本的問題、および二国間技術協力の枠組みのなかで開発途上国における持続可能な森林経営の基本的問題にかかわる人材育成策を支援する。

- ・技術・資金協力の枠組みのもと、インドネシアの総合火災管理プロジェクトを促進する。1996～97年度の東カリマンタンにおける森林火災防止・管理のための助言や基盤整備にかかわる通常業務に加えて、このプロジェクトは災害救援に大きく貢献した。臨時の助言サービスもこの関連で資金協力した。

． 国家森林プログラム

ドイツは

- ・森林の多機能にわたる重要性に鑑み、連邦森林法のもとで、すべての森林保有者に対して森林保全、必要な場合は森林の拡大、持続可能性を基本にした適切な管理の確保を義務づけた。この持続可能性の原則はすべての森林保有者および国民に受け入れられている。

- ・1997年度の連邦政府国家森林報告書においてドイツの林業部門の状況についての発表を始め、経済的、社会的、生態的重要性の面から森林を評価した。連邦政府はこの報告書のなかで連邦政府林業政策の目的と実施手法を策定した。

- ・州レベルの森林法における、地域の実情を考慮に入れた、森林の多機能性を保護し、発展させるための持続可能性の原則、及び適切な管理原則を採択した。

- ・「農業構造の改善および沿岸保護」のための自由裁量の対策プログラムを策定している。このプログラムでは、構造的なハンディの克服および持続可能性を基本にした多機能林の保護において、連邦政府と州が合同で民間および地域の森林保有者を支援する。

・各州個別の対策を通して、州レベルでの連邦政府・州の合同対策プログラムをさらに拡充した。

・ドイツにおける公有林の生物多様性の保全と持続可能な利用の戦略を連邦政府・州間の協力で策定した。

・いわゆる「6か国イニシアティブ」に参加し、先進国と開発途上国の間での国家森林プログラムについての経験の交流に大きく貢献した。その手法をとりまとめた「実践者向けガイド」を策定、改定し、1999年5月、IFF3において発表した。

・州との協力のもと国家森林プログラムを詳細化している。

・開発協力のパートナー諸国が持続性可能な森林経営および国家森林プログラム的手段に与える優先順位を考慮する。パートナー諸国のこれらの政策優先順位の設定は、次第に重要になっている。

・再検討のため、また適切であれば、選抜されたパートナー諸国（例えばインドネシア、エクアドル、ベトナム）におけるドイツの森林関連開発協力プログラムを再調整するため、新たな成果（6か国イニシアティブ、国家森林プログラム、部門間評価）を使用する。また、現行の林業部門の促進対策のよりよい調整のためにも使用する。

・さまざまな方法による持続可能な森林経営を促進するための国際的イニシアティブを支援する。たとえば、これらには、ITTO2000年目標（インドネシア、マレーシア）を達成するためにパートナー諸国を支援するための二国間の促進措置、助言サービスおよび国際プログラム（UNDP世界森林プログラム）との調整、信託基金の提供（例えば、森林部門における世界自然保護基金と世界銀行の協力プログラム、IUCN、IIED、WRI/森林フロンティア計画）などが含まれる。開発協力の関連プロジェクト間での情報の水平交換という枠組みのなかで、これらの点は継続的に強化、改善されている。

・熱帯雨林の保全および持続可能な経営のための世界最大のプログラムである「ブラジル熱帯雨林保全パイロット・プログラム（PPG7）」の第一期におけるもっとも重要なドナー国（基金の40%を負担）となっている。

・例えば、すべての種類の森林に関する法的文書などの国際的取決め及びメカニズムの考え得る内容の特定と合意形成へ向けた努力など、IFFのマンデートに積極的に貢献する。

・ 保護地域

ドイツにおいては、

・一般的に森林はすべて、連邦森林法に基づいて保全されている。森林保有者はすべて、森林の多機能にわたる重要性ゆえ、森林を保全しなければならない。必要に応じて森林は拡大され、持続可能な方法で適切な管理がなされなければならない。この持続可能性の原則はすべての森林保有者および国民に受け入れられている。

・基本的には二つの法的根拠によって特別保護森林地域が創設されている。

自然保護法。ドイツにおいては、自然保護の責任は州にある。連邦政府はその自然保護法を通じて一般的な枠組みを提供する。この枠組みの範囲内で、州はさまざまなタイプの保護地域、すなわち、自然保護地域、国立公園、生物保護地域などの指定ができる。より大規模な保全単位の多くは森林である。最大限の保護がこれらの森林地域の中心ゾーンでなされている。これらのゾーンにおいては、原則として森林の商業利用はすべて禁止されている。

森林・林業法。これも州の管轄で、連邦政府はその連邦森林法を通じて一般的な枠組みを提供する。この枠組みの範囲内において、州はたとえば保護森林区やリクリーエション林を指定する。

・全森林面積の約 65 パーセントは保護地域にあり、何らかの特別保護を受けている。全森林面積の約 5 パーセントは森林保護区か自然保護区や国立公園内の森林地区にある。これらの地区の森林は、その使用を厳しく制限したり、禁止する保護法の対象である。完全に商業使用の対象外となっている森林面積は約 83,000 ヘクタール（全森林面積の 0.8 パーセントで、森林保護区や自然保護地域の中心ゾーンが主なところである）。

・保護区域がまたがる国同士では国境を越えた協力がなされている。森林の密集した四つの保護区では、ドイツ国外にまたがり国境を超えた協力関係が維持されている。

ブランデンブルグの国立公園「Unteres Odertal」は、ポーランドとドイツの国際公園「Unteres Odertal」の一部。

チェコ共和国の「ババリア森林国立公園」と「スマバ国立公園」。

サクソニーの国立公園「サチシシェ・シュバイツ」とチェコ共和国の保護景観地区（および計画中の国立公園である）「ラブスク・ピスコヴェツェ」。

ラインランド・パラティナテの生物保護区「ファルザーワルト」とフランスの生物保護区「ボスジェ・ドゥ・ノード/ファルザーワルト」。

サクソニーの場合は、その国境を越えた協力は、サクソニーとチェコの間における環境協力の協定に法的根拠がある。その生物保護区「ファルザーワルト」と「ボスジェ・ドゥ・ノード」の間の協力は、将来的には、国境を越えた生物保護区「ボスジェ・ドゥ・ノード/ファルザーワルト」の創立に到達することが意図されている。

- ・森林生態系の保護と穏やかな開発を目的とした自然林保護区の制度は州が制定している。この制度は連邦レベルで調整がはかられ、たえず改善されている。これらの森林生態系の開発は、今後の森林経営のための有益情報を確保するため詳細にわたってモニターされている。州によって指定された各種のタイプの森林保護区は 676 を数える。平均面積は 36 ヘクタール以上。全森林面積の 0.24 パーセントを占める。

- ・連邦政府と州は、森林部門でも生物多様性を確保し、維持するため一層の改善策をはかっている。これには、とりわけ、可能な場合には管理下にある森林地域全体にわたり自然林管理に類似したものが含まれる。一部の地域においては、さらに保護の程度を強化した森林地域を創設する試みがなされている。

- ・保護地域に対する助成は、ドイツ開発協力によって給付されている。ドイツ開発協力では、熱帯林の保全と持続可能な管理を扱う多くのプロジェクトを支援している。保護地域および緩衝ゾーンの管理はここ数年、注目を浴びている。

- ・現在のところ、二国間の技術協力及び/もしくは資金協力を通じて、森林および生物多様性の保護ため 150 以上のプロジェクトが促進されている（提供資金は約 150 億マルク）。IUCN,WWF, WRI,IIED などの国際的な非政府組織との取決めによる資金枠組みのもと、呼応する措置が追加的に促進されている。たとえば、ペルーやボリビアなどの一部の国においては、二国間の債務救済あるいは債務スワップの可能性が探られている。

・ 民間セクター

ドイツは

- ・民間（および地域社会からなる）森林保有者に対してさまざまな方法で、森林の持続可能な経営のための補助金や奨励金を支給している。

- ・民間の林業企業に対しては特定の財務規定により持続可能な森林経営を促進している。

- ・新しい州において、購入者との長期契約による大規模な森林地域の民営化において、

適切で持続可能な森林経営を確保している。

- ・森林部門の優先目的である持続可能な開発については、民間の林業企業の間でのコンセンサス形成を期待できる。連邦政府、州、民間部門の三者が、目的の達成のより透明性のある説明の可能性について集中的な対話を行い、その目的をさらに精緻化している。

- ・開発途上国における林業分野における技術協力の各種プロジェクト（たとえばエクアドル、マレーシア、インドネシア）への民間部門による責任ある参加のための枠組み条件の改善を支援する。熱帯林・熱帯木材分野で、1998年に連邦政府が開始した認証に関する部門プロジェクトは、このトピックと密接に関係している。

・ 違法伐採

ドイツは

- ・その法制度、コントロール、土地所有形態および森林保有者による伝統的な森林経営のおかげで違法伐採の影響を受けていない。

- ・助言あるいは促進活動のより広義の概念の一端として、違法木材の使用をチェックするための技術・資金協力の枠組み内での法的、行政的枠組み条件の改善、現行の森林政策、部門別計画、森林保全に支援されたコントロールの技術的可能性の改善を推進している（インドネシア、象牙海岸、中央アフリカ、ブラジル、コスタリカなど）。

イタリア

． はじめに

世界全体の森林問題からみればイタリア国内のイニシアティブの重要性は低いということに鑑み、当報告書は外務省による開発協力援助プログラムに絞っている。

まず最初に環境および持続可能な開発の分野における、自然資源の管理改善の支援を目的とする、森林・放牧地・水にかかわる各種プロジェクトなどの国連食糧農業機関(FAO)・イタリア政府の協力プログラムについてふれる。

さらに、「森林に関する政府間フォーラム」において各国が共同して推奨し、1999年9月12日から17日までマーストリヒトで開催された農業と土地の多機能的な性格に関する国連食糧農業機関(FAO)・オランダ会議で検討された全体的なアプローチに従って、森林に関する重要な事項は、持続可能な農業や農村開発にもかかわる、二国間、多国間のイニシアティブをもとに考慮されなければならない。実際のところ、持続可能な森林経営の目的は、人類の活動の一般的な調和と強く連動しているように見える。人類の活動は、根本的には典型的な文化的価値観の適切な理解次第できまる。林業や農業の面からだけでなく、自らの自然的なアイデンティの反映として世界に存在する異なった文明の面からの理解である。

． モニタリングと評価

この分野におけるイタリアのもっとも重要なイニシアティブは「人工衛星によるリモートセンシングに基づいた東アフリカの地表地図」の作成プロジェクトに代表される。これは、FAOによるナイル流域諸国援助の一環であり、また、「アフリカバー」という名称で知られている、全アフリカがかかわるより大規模な複数支援国プログラムの一部でもある。

このプロジェクトが5年計画で開始されたのは1995年。信頼できる地表地図を作成し、リモートセンシングの運用上の利用における各国の能力を強化することによって東アフリカおよびナイル流域諸国における、自然資源開発ならびにそれらの持続可能な管理のための能力を強化するという開発目的を持っている。

このプロジェクトはナイロビに運用の本拠、「調査・地図作成・リモートセンシングセンター(RCSSMRS)」を置いている。

国レベルでは、プロジェクトに使用するための地勢データや既存のテーマ別データ

を調査し、利用可能性を評価する活動は完了している。さらに、地図作成にかかわる能力を持った全国的な作業グループが各国に組織されている。ソマリアとケニアの地表地図はすでに完成している。タンザニアとエジプトのものは現在は進展段階にあり、ブルンディ、ルワンダ、スーダンに関するものは 1998 年に開始。その他の国々についてははまだ未処理である。

世界銀行プログラムの枠内でイタリアが積極的に支援しているもう一つの重要なプロジェクトは、ボスニアとヘルツェゴビナにおける森林経営の再調整とその改善を目的としたものである。

プロジェクトの活動は、衛星画像の連邦ベースでの完成、森林資源の地図化、森林種目の一覧表の作成などが含まれている。現行の地図化作業を補完することに重点を置きながら、このプロジェクトは広範で統合的な組織の確立という展望をもっている。当プロジェクトはレファレンスベースを改善し、森林経営計画能力を向上させるという目的をもち、森林関係の立法および森林政策、森林・公園開発、国営林業企業の再建から行政および財政組織にまで亘っている。

さらに、アルバニアにおけるイタリアの森林プロジェクトイニシアティブにもふれておかなばならない。これについては以下で述べる。

． 国家森林プログラム

主要な活動に、世界銀行およびイタリア政府によるアルバニアでの「森林プロジェクトに対する技術支援」がある。一般的な森林プロジェクトのうち、この支援は二つの側面にかかわっている。森林関連行政機構の開発と国有林管理の改善に焦点があてられている。

第一の目的は、森林経営の主要行政組織である森林・牧草地局(DGFP)の行政能力の強化で、プロジェクト終了時には森林企業体と森林・牧草地部に再編されることになる。この分野における活動には、森林・牧草地局(DGFP)の管理原則の改定や DGFP 改革法案の準備が含まれている。森林および牧草地の環境を考慮した開発戦略が策定されなければならない。森林経営にかかわる財政、経理手続も同じである。このプロジェクトはまた、プロジェクト評価のための研修を行い、プロジェクト・モニタリング制度を確立し、森林関連省庁の組織を強化する。

第二に、このプロジェクトは、地方レベルでの管理・企画能力を向上させ、森林の劣化に歯止めをかけることも目的としている。多目的森林管理計画を確立するための適当なスタッフの研修も実施する。

最後に、このプロジェクトは、省内に新組織を作り、スタッフの研修を行い、アルバニアの森林の状況やプロジェクトの社会経済的影響、環境に対する影響をモニターする情報システムを設置するなど、環境管理、環境モニタリング、環境アセスメント能力の向上を図ることも目的としている。

1997年の社会不安のため、このプロジェクトが、若干、実施上の問題をもちながらも、効果的に活動を開始したのは1997年10月であった。1998年には、森林管理計画、材木取引、森林現況調査、財務・データ管理、立法化、モニタリングと評価、研修者教育などについて多数の協議が開かれた。新森林管理計画ガイドラインが策定され、間伐の見直しを実施された。世界銀行およびプロジェクト管理部の要請により、技術支援は森林・牧草地局(DGFP)の全活動のモニタリングと評価の支援にまで拡大された。

さらに、地域の生産性を向上させ、農業、林業、牧畜の潜在力を開発するニジェールの Adder Douchi Maggia 総合農村開発計画は、森林プログラムと農村プログラムの統合例の一つである。

1996年7月から99年3月にかけて実施された活動は、農民の事業団体の経営する約40の小規模植林園で生産された約2,300,000本の苗木を使用し、総計約1,986ヘクタールの植林を行うことができた。

国家森林プログラムの趣旨と関連するものにボリビア、ネパール、チュニジアの森林、土壌保全、河川流域管理を担当する省庁と合同で実施している「参加型高地保全と開発のための地域間プロジェクト」がある。

このプロジェクトの成果としては、革新的技術や組織的な対策を導入し、現地のノウハウを再活性化させることによる河川、森林、牧草地管理の改善への貢献がある。

また、約306,000米ドルの総予算（認可済み）で1999年の5月から2000年4月まで1年間実施されたシリアにおける参加型総合森林資源管理プロジェクトにおいても国家森林プログラムが後になって考慮された。

シリアにおける森林資源は大きな人為的圧力に脅かされているため、このプロジェクトの目的は以下の側面を促進させることにある。a) 中央と地方レベルの調整が可能な参加型計画と実施、b) 技術と運用の特質（たとえば簡潔性や対費用効果）の受け入れと普及、c) 使いやすく効果的なモニタリング・システム、d) 研修の重視。

最後に、194100米ドルの総予算（認可済み）での、ベトナムにおける国家森林行動プラン実施のための人材育成のための4カ年計画についてふれておかなければならない。

このプロジェクトの目的のひとつに、各国ですでに考慮されている側面を確認するという点がある。特に、この国家森林行動プランにかかわる当局者や森林部門関係者の市場経済への移行過程に関連した問題の知識と技能の向上をはかるという目的がこれにあたる。

・ 保護地域

これに関し、特筆すべきイニシアティブがいくつかある。

第一に、総予算 2,940,580 米ドル（認可済み）で 1997 年 7 月から 2001 年 3 月までの 3 年半にわたるモロッコのタザ県における自然資源管理プロジェクトである。

このプロジェクトは、自然資源に対する参加型管理手法を採用し、実施することによりタザ県における現存の制約を克服することを目的としている。このプロジェクトはその活動をタザ県の二カ所に集中させている。乾燥した平野に位置するタフラタと山地にあるタゼッカである。タフラタでは牧草地の潜在的生産能力の強化をめざし、タゼッカ地区では 1950 年に国立公園となり、それが最近拡張され、モロッコ政府の森林生態系保護政策で戦略的役割を果たしている。

プロジェクトの目的は、改良型放牧システムの導入、技術ならびに法制度面での地元の協力体制の支援、参加型管理・計画にかかわる技術系人材の研修、プロジェクトの活動の評価制度の活性化などである。

小規模な牧畜・養蜂における収入獲得活動は、特に農村の現存の女性団体を特に対象とし、新たな農村における協同組合や団体の組織化を支援している。

プロジェクトチームは地元の農民、とりわけ女性グループとのさまざまな会合を開催し、プロジェクト支援で実施される具体的な活動を決定した。

1998 年末に、それまでの参加型計画の成果を発表するセミナーがローマで開催され、作業計画を更新し、スタートさせた。

今後の活動を分析したさまざまな文書が、これらの会合に集まった専門家やプロジェクトの地元チームのメンバーにより準備された。

保護地域の分野での他のイニシアティブは、生物区、経済区を設け、それぞれの基準、関連法律、管理手続の調整をはかることにより、国境にまたがる保護生態系の持続可能な管理に向けての国境を越えた協力プロセス支援にイタリアの開発協力を積極的に関与させた欧州連合の議長国イタリアのフォローアップにかかわるものである。

これらのプロジェクトの一部は、ペルーとボリビアのアマゾン流域のタンボパタ・カンダモ・マディディ国立公園や南アフリカ、モザンビーク、ジンバブエにおけるクルーガー・ジナベ・ゴナレゾウ国立公園などその生物多様性のレベルで国際的な注目をあびている危機的状況にあるきわめて重要な群集森林(森林バイオーム)保護地域にかかわっている。

これらの取組は、広大かつアクセスの困難な森林地方の管理にかかわる問題、資源の非最適条件での利用と枯渇にかかわる問題、野生生物の密猟および麻薬生産に関わる違法行為の問題など共通の問題の取扱において隣接国による国境を超えての協力関係を作り上げることにより、それぞれの地域の経済的、社会的、政治的安定に貢献することを目的としている。

最後に、シリア大草原における放牧地および再生野生保護区の開設4カ年計画をあげておかねばならない。これはその実施中に、1997年に終了した国連農業食糧機関(FAO)とイタリアの合同プログラムである、地中海および中東地区における林業および食糧安全保障計画と連携を十分に考慮した。

・ 民間セクター

一般的な持続可能な森林経営政策および手続きの策定(例えば環境プライマリーケア・モデル)に積極的支援を行い企業活動の促進に貢献することに加えて、イタリアによる協力は特に関連ある地域社会の開発プロジェクトをいくつか実施している。

これらのなかには、ペルーのアマゾン流域森林におけるマドレ・デ・ディオス盆地のプロジェクトがある。これは、森林の再生可能資源の持続可能な使用にかかわる企業活動の特定と動員に、先住民社会を関与させることを目的としている。以下のことについて特別の努力がなされている。市場性を向上させ、損耗を減少させるため現行の使用形態に改良された技術と地域社会の通商方法を統合させること；伝統的に使用されてきた持続可能な通商に向けて代わるものを特定し、また森林からの新産品を特定すること；異なった民族・文化グループの企業的革新への反応の違い及びその適切な管理手続きの策定への影響に関する研究・評価により貢献すること。

もうひとつの注目すべき例として、ブラジルの Rondônia 州および Acre 州にわたるアマゾン川流域での、イタリアによる協力のプロジェクトあげることができる。

このプロジェクトの目的は、この2つの州の小規模生産者(主にコロノスとセリンゲイロス)の団体が、新たな経済収入の方法を見つけることを支援することである。この新たな収入源は、放牧および(あるいは)採鉱による大規模な森林破壊による自

然資源の略奪的、無差別開発の傾向を是正しうるものである。このために、必要な利害関係者の関与を促進させるばかりではなく、市場や消費者・サービス部門および生態系の制約への効果的なアクセスという観点から刷新的な見通しを評価する。

問題の代替収入源は諸策を組み合わせたものである。ブラジルおよび世界の有識者によって認められた計画にしたがって、樹木と原産のヤシの実と人間の食糧や家畜の飼料生産のための永続的、一般的農業を組み合わせた方法が考えられる。これは森林破壊地区の復興および持続可能な経営ができるものである。

農業・林業制度は、たとえロンドニア州およびアクレ州でレベルが大きく異なっていたとしても、人的開発、環境開発に必要な戦略である。これには、世界銀行や先進国の資金に大幅に支えられた国際プログラムに依存した民間セクターのイニシアティブが大きく役に立つ。

当然のことながら、これらのプログラムには環境教育、一次医療・予防医療、農業製品の産業化転換のための機器の調達、企業のための借入れ制度のための活動が含まれる。

・ 違法伐採

林業生産物の密猟問題については、イタリアによる協力は、森林資源および保護地域の制度的管理のための統合プログラムの枠組みのなかで積極的に行われている。これらプログラムのすべてに、違法狩猟、違法伐採の取り締まり対策が含まれている。これらは、直接的には森林査察や管理業務を強化し、地元の地域社会の参加をうながすことであり、非間接的には、その利用が環境とも両立できる形態（たとえばエコ・ツーリズムや文化ツーリズム）の開発にとりわけ焦点をあてた、森林資源の合法利用の形態を確立するため経済面、行政面でのインセンティブを与えることである。

もっとも関連ある例のなかで、上記の二つのプロジェクトのタイプは、制度面のアプローチおよび組織造りから生まれている。これらはイタリアが財政支援を行っている南アフリカ、モザンビーク、ジンバブエの国境にまたがる保護生態系の持続可能な管理に対して、またアルバニアとボスニア・ヘルツェゴビナにおける国家森林プログラムの枠内の林業プロジェクトである。

日本

． はじめに

「G8 森林行動プログラム」は、1998年5月G8 外相会合において発表され、同年のバーミンガムサミット・コミュニケにおいても、G8 は2000年にこの行動プログラムの実施の進捗状況をアセスする旨言及があった。以下は、1999年8月現在の我が国の本プログラムに関連する国内的取組及び国際的貢献について、本プログラムの項目毎にまとめたものである。

． モニタリングと評価

我が国は、

1. 国内における適切な森林計画の策定とその円滑な推進に資するため、森林計画編成のための必要調査として、基本的に5年ごとに森林資源状況の把握を行ってきており、現在、44の広域流域ごとに全国の森林資源状況を明らかにしている。
2. 1999年4月から、国内において、モントリオール・プロセスの持続可能な森林経営の基準・指標(C&I)との互換性を念頭に、森林の状態と変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握・評価する森林継続調査を実施中。
3. 国内において、地域レベルのC&Iの策定・モニタリング手法開発のための10カ年事業を国内2流域で実施中。
4. 国内において、モントリオール・プロセスの各指標の測定法を開発・評価する調査・研究を実施中。
5. 国内において、酸性雨等による森林衰退の早期発見のための監視の強化及び立地環境の変化を把握するため、定点でのモニタリング調査を実施中。
6. 国内において、森林も含めた国土の自然環境の現状を把握し、我が国の保全施策に資するため、自然環境保全基礎調査を実施してきている。1999年より行っている調査では、特に、全国土の現存植生図の図面の更新を進めている。
7. パートナー国におけるC&Iのモニタリングシステムの整備・確立を支援する調査を実施中。

8. 国際熱帯木材機関（ITTO）のC&Iの開発及びC&Iの計測マニュアルの開発プロジェクトに拠出してきたほか、C&Iの普及プロジェクトにも拠出しており、これらの事業は現在実施中である。我が国は、今後ともITTOのC&Iの普及プロジェクトへの拠出を前向きに検討していく。
9. 国連食糧農業機関(FAO)の2000年に向けた森林資源調査への貢献策として、アジア太平洋地域における森林資源評価手法の国家能力強化のためのFAOのプロジェクトに拠出した。右プロジェクトは現在実施中。
10. 森林火災のモニタリングと早期消火手法の確立等を目的とした、国際協力事業団(JICA)による森林火災予防プロジェクトをインドネシアで実施中である。
11. ITTOを通じて、1996年にITTOで採択された森林火災対策ガイドラインに基づいた、インドネシアの国別ガイドラインを策定するためのプロジェクトに拠出し、1999年2月にインドネシアで開催された国際ワークショップにおいてその国別ガイドラインが策定された。今後、この国別ガイドラインに基づき、インドネシア地方政府職員の訓練が行われる予定。
12. 1998年9月に、JICAの森林火災に関するプロジェクト形成調査団をインドネシア、マレーシアに派遣した。このフォローアップとして、インドネシアについては、1999年より我が国専門家を派遣している。また、マレーシアについても我が国専門家を派遣する予定である。
13. 1998年9月に、ITTOの森林火災に関する調査団のインドネシア、マレーシアへの派遣に拠出した。今後必要な対策を検討するため、森林火災の範囲と原因や、森林火災に対して取られた国内的及び国際的措置についての検証などを行った。
14. 1998年12月に、JICA、ITTO、インドネシア政府関係機関との三者共催による「東南アジア森林火災管理フォーラム」をインドネシアで開催した。同フォーラムは、関係諸国・国際機関間で情報・意見交換を行い、それまでに実施されてきた森林火災への取組を整理すると共に、以後の効果的な対策の実施に貢献することを目的として行われた。
15. パートナー国における熱帯林の適正な管理を推進するため、リモートセンシングによる森林資源の調査・解析手法の確立及び情報サービスシステムの整備を支援する事業を実施中。
16. リモートセンシング技術を利用した、森林被覆の簡易な測定方法を開発、

普及するためのITTOプロジェクトに拠出し、右プロジェクトは現在実施中。

・国家森林プログラム

我が国は、

17. 国内において、林業基本法に基づき、我が国の森林計画や各種森林・林業施策が依拠すべき最も基本的な長期プログラムとして「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」をたて、これを公表している。現行のものは「持続可能な森林経営」の理念を明確に打ち出し、幅広い層の国民の参加を得つつ、生態系としての森林の重要性を踏まえた多様な森林資源の整備を推進することとしている。

18. 1998年10月に、持続可能な森林経営の推進に寄与するものとして、森林法等の改正を行い、幅広い国民の意見を反映させるため、森林計画案（民有林に係る地域森林計画等や国有林の地域別の森林計画）や管理経営基本計画案等を縦覧に供する制度を導入したほか、市町村レベルでの森林計画制度を拡充した。

19. 1999年8月に、「ODAに関する中期政策」を新たに策定し、我が国のODAの基本的方向性等を明らかにした。この「中期政策」において我が国は、1997年の国連環境開発特別総会(UNGASS)で我が国が表明した「21世紀に向けた環境開発支援構想」の基本理念及び行動計画に基づき、パートナー国における森林の持続可能な経営を重点分野として位置づけ、様々な技術的及び資金的支援を引き続き積極的に実施することを盛り込んだ。現在、JICA、海外経済協力基金(OECF)等を通じ、パートナー国の持続可能な森林経営を支援することを目的とした、様々なスキームによる技術協力・資金協力を実施中。

20. パートナー国において、地域住民等関係者の参加システムの構築・定着手法を開発するための調査など、モデル森林の設定を支援する調査事業を実施中。

21. 持続可能な森林経営を現場レベルで実証する「モデル森林」の取り組みを世界的に推進することを目的とした、一連の「モデル森林の推進に関する国際ワークショップ」を我が国で2000年度まで毎年開催することとしている。

22. 1999年度からFAOを通じ、アジア地域の開発途上国における国家森林プログラムの構築・実行能力の向上を図るべく、現場レベルで持続可能な森林経営を実証するための地域プロジェクトに拠出中。

23. JICAを通じた開発調査により、途上国における国全体あるいは特定地域に

における森林資源のマスタープランの策定にかかる技術移転を行い、当該国の国家森林プログラムの策定・実行能力の構築を図る事業をパートナー国で実施中。

24. ITTOの2000年目標に対する加盟生産国の取組を支援するため、持続可能な熱帯林経営のためのアジア、アフリカ、南米における各種ガイドラインとC&Iの現地での実証や適用のためのプロジェクトに拠出したほか、ITTOの多数のプロジェクトに拠出している。

・ 保護地域

我が国は、

25. 国内において、以下のように、森林法、国有林野の管理経営に関する法律等のほか、自然環境保全法、自然公園法等の法律に基づき各種の保護地域を指定し、森林生態系の保全、開発行為の規制等を行っているほか、保護地域に関する調査を実施している。

26. 我が国の森林法に基づき、優れた自然環境の保全を含む公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、保安林での立木の伐採等の行為規制を行うことにより、森林の保全と適切な森林施業の確保を図っている。現在、我が国の森林面積の約3割が保安林に指定されている。

27. 1998年12月、「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定し、国有林野の公益的機能の維持増進を旨とするものに転換する方針の下で、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分に再編した。このうち、森林生態系の保全、保健文化等の機能を第一とする「森林と人との共生林」は、概ね200万ha（国有林野の約3割）を占めている。

特に保護を図るべき森林については、森林生態系保護地域等の保護林として設定し、原始的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等である森林の保護・管理を行っているところである（1999年4月1日現在、812箇所、約514千ha）。

28. 我が国国内の、原生状態を保持し一定のまとまりを有している自然地域及びすぐれた天然林が相当部分を占める森林については、自然環境保全法に基づき、それぞれ「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」に指定し、行為規制等によって自然の保存・保全を図っている。

29. 我が国の自然公園法に基づき、28の国立公園、55の国定公園、307の都道府県立自然公園を指定している（1999年3月現在）。これらの自然公園では、各

種の開発行為が規制されることにより、野生動植物やそれらの生息・生育環境が保護されている。その結果、自然公園は生物多様性の保全に大きな役割を果たしている。森林については、保護のための規制の必要性に応じて施業に対する制限を定めること等により、森林の保全を図っている。

30. 国内において、全国レベルの森林継続調査の結果を踏まえた森林タイプの特定を検討中。

31. 1999年、ITT0のマレーシアの自然保護区における森林保全のためのプロジェクトに拠出した。

32. ITT0を通じて、インドネシアとマレーシアの国境地帯の保護地域における、生物多様性に関する両国による合同調査プロジェクトに拠出している。

33. 世界の熱帯地域における保護林の適切な経営手法の確立を支援する調査事業を実施中。

34. 1999年より、パートナー国の技術者を対象とした、保護地域の管理・経営に関する能力向上のための研修を実施中。

35. 1999年から、世界の様々なタイプの森林を対象に、生物多様性、地球温暖化等の観点から保護地域が果たす役割についての調査を実施予定。

・民間セクター

我が国は、

36. 国内の流域（全国158流域）を基本単位として、流域内の森林・林業、木材産業等に関わる多様な関係者による協議と合意形成によって、その流域の特性に応じ、民有林・国有林を通じた適切な森林整備と林業等の活性化を図るための「森林の流域管理システム」を推進中。多様な関係者で組織する活性化センターを流域毎に設置し、実施方針及び実施計画を策定し、合意形成を図りながら流域に応じた具体的な取り組みを実施中。

37. 国内において、森林の役割についての一般市民の認識の向上と森林・緑づくりへの国民参加を推進するための事業を、地球温暖化対策への取組の一環として実施中。

38. 国内において、木材の有効利用を通じた地球温暖化対策への取組として、

木材の利用・加工技術の向上に関する事業等を実施中。

39. FAOのアジア太平洋林業委員会（APFC）が実施している、収穫に関する行動規範・ガイドライン作成事業に資する調査として、熱帯生産林における施業基準・ガイドライン作成を支援する調査事業を実施中。

40. ITTOを通じて、林産業分野等における資源の有効利用、持続的木材生産を促進するためのプロジェクトに拠出した。右プロジェクトは現在実施中。

41. パートナー国における我が国の民間団体等による緑化活動を推進するため、緑化に関する普及啓発、人材育成、技術指導等の支援を実施中。

42. 1999年7月、小淵総理は訪中した際、中国国内において植林緑化事業を進めている中国の民間団体等に対して我が国の民間団体等が行う協力事業を資金面で支援するための基金（通称「小淵基金」）を設置することを発表した。我が国はこれを受け、同基金の具体的な運営組織づくりに取り組んでいるところである。

・違法伐採

我が国は、

43. 我が国の森林法その他の法令において、無秩序な立木の伐採や森林の開発行為を規制するための各種制度と違反に対する罰則を定めている。

(1) 森林計画制度：立木の伐採の届出及び伐採計画の変更・遵守命令等の措置

(2) 林地開発許可制度：一定規模をこえる開発行為の許可制

(3) 保安林制度：保安林における立木竹伐採（損傷）の許可制

(4) その他：自然環境保全法、自然公園法等の法令の下で、それぞれ定められた区域内での立木竹伐採（損傷）の許可制

(5) 罰則：上記制度の規定に違反した場合の罰金等

44. 我が国の国有林等における違法伐採（盗伐）等に対する取り締まりについては、森林管理局長等と地方検察庁検事正との協議により、森林管理局等の職員に司法警察権を付与している。

45. ITTOを通じて、木材統計情報の整備、統計処理機能上の向上を目的とし、人材育成や体制整備を図るための加盟生産国のプロジェクトに拠出している他、木材貿易や生産に関する国際的な統計情報機能の強化を図るために関係国際機

関が協力して取り組む活動に拠出している。我が国は、このような取組への支援を通じて、木材貿易に関する経済情報と市場透明性の改善に貢献している。

ロシア

．はじめに

1998年にバーミンガムで開催されたG8サミットで到達した合意に基づいて、ロシア連邦大統領は、上記の合意の実施に関する特別命令を発布した。前述の命令に従って、ロシア連邦森林局がG8森林行動プログラムを実施するための措置（提案）プランを作成し、ロシア政府はこれを承認している。ロシアの森林の計り知れない価値を認識し、ロシアは森林に関する政府間パネルの行動提案を実施するコミットメントを確認し、森林に関する政府間フォーラムのもとで持続可能な森林経営に関する継続中の対話に参加する。以下は、G8森林行動プログラムのロシアの進捗状況報告書である。

．モニタリングと評価

ロシア連邦は、

- ・持続可能な森林経営のための基準と指標のシステムを作成している国際プロセスとその枠組み、すなわち欧州森林保護閣僚会議（汎欧州プロセス）と温帯林と北方林の保全と持続可能な経営の基準と指標に関する作業グループ（モントリオール・プロセス）に参加する。
- ・1998年10月、第10回モントリオール・プロセス作業グループ会合を主催した。
- ・1998年6月、欧州森林保護閣僚リスボン会議の一般宣言及び決議に署名した。
- ・1998年、ロシア連邦における持続可能な森林経営の基準と指標を承認した。これはロシアにおける森林セクターでの経済的意思決定と森林開発の持続可能性評価へのバランスのとれたアプローチの枠組みを定める連邦文書である。
- ・地域及び地方の基準と指標の適合に取り組んでいる。
- ・森林法と一致した林産物認証の国内システムを作成中である。
- ・森林法に基づき国の森林報告の統一手続きを確立するため、（権限を持つ機関、すなわちロシア連邦森林局を通して）新しい国家森林報告ガイドラインを導入した。
- ・1998年、ロシアの森林資源を多因的に評価する形で計画される国家森林報告を実施した。それ以前で同様の森林地域調査が実施されたのは1993年である。1998年1月1日時点での森林報告データを分析し、総括し、検討し、ロシアにおける森林資源の状況のよい動向を確認している。
- ・1998年1月、温帯林と北方林の森林資源評価2000（ECE/FAO）にデータを提出した。次の段階のデータ収集に参加していく。
- ・森林生態系の持続可能な開発の連邦及び地方双方のモニタリングを強化するため、年1回の森林調査のための地理情報システム（GIS）をベースとした方法を開発し、適用を始めている。

- ・森林の持続可能で多角的な利用の原則に基づき、許容伐採量（収穫量）を計算する方法を調整している。
- ・1998年に森林情報管理のコンセプト及びプログラムを採用し、実施を始めた。
- ・衛星情報や森林のリモートセンシングを基礎とし、森林火災や害虫の大量発生、その他の障害物を速やかに探知するための新しい技術や装置の設計において、パートナー諸国と情報や経験の交換を行っている。
- ・（それぞれの政府決議に基づいて）森林モニタリングのシステムを統合した1つの国内環境モニタリング・システムを確立することを決定している。このシステムは最初に森林地域で実施され、最も貴重な立ち木と有害な影響に弱い立ち木を特定する。
- ・森林の害虫モニタリングと害虫管理のための全国ネットワークを確立している。

． 国家森林プログラム

ロシア連邦は、

- ・1998年6月、（第6回全ロシア森林管理者会議において）ロシア連邦での持続可能な森林経営のコンセプトを採択した。このコンセプトは森林の環境的、経済的、社会的価値の中心になるものであり、国内の持続可能な開発戦略の一部である。
- ・1997年から2000年の「ロシアの森林」と題する連邦目標プログラムを実施している。本プログラムは、造林されていない森林面積を減らし、森林の健康度を増進させ、高い生産高を維持し、森林関連の国際的コミットメントを満たすことを目的とする。本プログラムは、森林経営計画と調査、森林モニタリング、森林再生と造林、間伐、害虫管理、森林排水、道路建設、森林利用についての政府の監督、森林研究といった要素を統合するものである。
- ・1999年から2000年の「森林火災管理」と題する連邦目標プログラムを実施している。このプログラムには、森林火災を防ぎ、一局所に食い止め、適時に初期段階で火災を探知して鎮火することを確実にし、森林火災探知と鎮火のための新しい技術と装置を開発して適用するための一連の活動が含まれる。
- ・2000年までの期間、国内の自然保護区と国立公園を支援するための連邦目標プログラムを実施しており、最終的に厳しく保護された地域の全国ネットワークが確立されることになる。
- ・森林生態系を調査し、持続可能な森林経営のガイドラインを作成する研究機関の活動を統合し、調整する、「2000年までの科学及び技術開発の優先分野における研究と開発」という、ロシアの連邦目標調査プログラムの一部として、「ロシアの森林」と題されるサブ・プログラムを実施している。
- ・国内市場及び外国市場の両方での林産物に対する有効な需要を確保するため、コスト回収と持続可能な開発を基礎として、競争力のある木材会社の健全なる核を作り出すことを目的に、2005年までに連邦木材産業再編成プログラムを開発中である。
- ・北方林の統合研究と持続可能な開発を確実にするため、国際北方林研究協会

(IBFRA)の枠組みで北半球の北方の国々と協力関係を作っている。

- ・国際モデル森林ネットワーク開発プログラムの実施に参加し、モデル森林の国内ネットワークを確立中である。1998年と1999年、ロシアは2つのモデル森林に関する国際ワークショップを主催した。

・ 保護地域

ロシア連邦は、

- ・ロシア連邦のすべての自然地帯を代表し、連邦が重要性をおく厳しい保護地域のネットワークを拡大している。ロシアの森林地には、保護林(98)と国立公園(35)に指定されている環境、科学、歴史、美的、レクリエーションの観点から見て最も高い価値を持つ領域や場所があり、その合計面積は2470万ヘクタールとなっている。これらの地域に対する保全計画は動植物の保護状態のモニタリングを必要とする。
- ・最終的な伐採を一切許可しない水保全、保護、公衆衛生、人間の健康改善のためのグループI森林の割合を拡大し続ける。
- ・格差を特定するため、既存の国際システム、特にIUCN保護地域管理カテゴリー及びFAOやその他の機関によって採用されている同種の分類と対比して国内の保護森林地域分類の遵守調査を行っている。
- ・森林の生物多様性と環境的価値を維持するため、森林保護地域の割り当ての評価基準を作成する。
- ・ロシア連邦と他の近隣諸国に位置する隣接自然公園間の直接的接触の確立と協力関係の発展を支援する。

・ 民間セクター

ロシア連邦の森林法は、ロシア連邦森林局によって管理される森林地が連邦保有地であることを宣言する。そして、木材は、事実上、完全に民間製材会社によって伐採され、加工される。

ロシア連邦は、

- ・森林資源所有者と利用者間の相互作用のルールを定める。
- ・借地契約を改善および促進し、森林収入を増大させ、森林経営の予算割当てへの依存を減らし、加えて民間森林利用者と投資家のための授權環境を作るため、森林の法律、規制、法令を作成する。
- ・森林セクターでの有望な投資環境を目的としたIBRDの資金提供による持続可能な林業パイロット・プロジェクトの準備は最終段階を迎えている。
- ・森林セクター部分リスク保証制度を実施する上で、世界銀行と交渉を行っている。

- ・世界銀行総裁によって召集された、世界の森林に関する CEO と NGO リーダーの特別フォーラムに恒久的に参加し、作業グループ 3i「ロシアにおける森林セクター：責任ある森林投資の障害と誘因」を担当する。
- ・民間セクターやその他の社会グループを森林利用の基本面上における参加型の意思決定に関わらせるための取決めに改善中である。

． 違法伐採

ロシア連邦は、

- ・木材資源の可能性とその実際の利用をより正確に評価するため、森林利用並びに森林経営プランニング及び調査のシステムを改善中である。
- ・さまざまな社会グループが確実に森林情報を入手できるようにしている。
- ・違法な木材収穫を防ぐため、森林資源認証手続とエコ表示を導入中である。
- ・木材製品及び紙製品の管理連鎖を確実にを行うため、税関と輸出貿易機関との間の相互関係を調整する。

英国

．はじめに

英国は、持続可能な林業に関する国際的及び地域的討議（森林に関する政府間パネル及び森林に関する政府間フォーラム、汎欧州プロセス並びにG 8内での林業の討議）並びに持続可能な森林経営の促進に積極的に関与している。1998年5月に始まったG 8森林行動プログラムに大きな重要性を置き、引き続き、国内的及び国際的にそのプログラムを実施していく。以下は英国のG 8行動プログラムへの寄与の概略を述べたものである。

．モニタリングと評価

国内的に、英国は、

- ・1998年に「英国林業規範」を発行した。この規範は英国内における持続可能な林業の基準と全国レベルと個々の森林内の両方での評価の指標を定めている。政府はこれらの基準に対するモニタリング遂行にコミットし、引き続き規範を作成、改善し、進捗状況を報告していく。政府は英国林業規範をサポートするために、多くの環境ガイドラインや手引きを発行している。モニタリングの結果は、政策、規制、報奨、ガイダンスのみならず規範自体の今後にも影響を与えることになる。
- ・森林地帯と樹木の全国調査を実施中である。これは広範囲にわたる公有及び私有の森林地の調査で、木材資源を網羅するだけでなく、環境的特性などの他の要因を考慮に入れている。調査は英国最大の森林から木々1本1本までを網羅する。航空写真撮影はほぼ終わっており、英国の森林地帯のデジタルマップも2000年初頭までに完成するはずである。調査のフィールドワークは2000年4月までに終了することを目標としている。
- ・英国林業規範で公表されている基準と指標に関する報告のコミットメントを守るため、全国調査やその他の情報の結果を公表し始めている。全部の結果は2001年に発表される。
- ・1998年1月に国連食糧農業機関（FAO）の森林資源評価（TBFRA2000）用に情報を提出し、1999年はデータチェックとUNECE/FAOの結論の吟味に参加した。
- ・引き続き汎欧州プロセスの全分野とリスボン会議のフォローアップ作業に参加している。持続可能な森林経営の地域基準と指標の継続的検討、改善、作成を含む汎欧

州作業プログラムに同意した。

- ・ 1999 年に森林地形の調査に着手した。サンプルデータが収集され、分析中である。
- ・ 独立したコンサルタントに森林管理事業の健全さと持続力の調査実施を委託している。結果は 2000 年 3 月までに報告される。
- ・ 持続可能な森林経営の科学的な実証性を向上させるため、林業委員会研究戦略を公表している。
- ・ 森林の健康度を評価する年 1 回の調査を実施する。

国際的に、英国は、

- ・ パートナー諸国における能力向上の支援を続け、パートナー国がモニタリング及び評価のシステムを開発し、基準と指標を作成、適用するのを助けている。例えば、英国国際開発省は南アフリカ水務・森林省と協調して国有プランテーションの評価、森林プランテーションと貯水池貯水量の戦略的環境評価、自然林の管理の基準と指標の作成に取り組んでいる。
- ・ (WCMC を通しての) 保護地域情報とプランテーションの 2 分野で FAO の FRA2000 への支援を完了した。

． 国家森林プログラム

国内的に、英国は、

- ・ IPF、G 8 及び汎欧州プロセスに参加し、コミットしている。英国の国家森林プログラムは、英国林業規範を含め、さまざまな省庁にまたがる国家森林プログラムの個々の要素に対する政策と責任を述べているいくつかの重要な文書から構成されている。
- ・ IPF (森林に関する政府間パネル) の行動提案が個々の国の状況に合うよう、どのように国レベルで実行できるかを探求した、森林に関する政府間フォーラムを支援する、6 カ国イニシャティブで重要な役割を果たした。
- ・ 英国で森林管理が行われている政策と規制の枠組みの構成部分を詳述する作業を委託し、1998 年に「英国の国家森林プログラムに向けて」を発行した。
- ・ 1994 年の「持続可能な森林林業 - 英国プログラム」を改訂するため、英国での持続

可能な森林経営を達成するための戦略を準備中である。この戦略は、より統合的なアプローチを開発し、英国の国家森林プログラムを達成するメカニズムとプロセスの調整を向上させることを目的とする。

- ・ 1999年7月1日に林業の所管を委譲した。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの林業戦略は、2000年の発行を目指して準備中であり、すでに広範囲に及ぶ協議が行われている。
- ・ 1998年12月にイングランドの林業戦略「イングランドの森林地帯の新しい焦点」を発行し、今後5年から10年にわたる持続可能な林業を達成するための政府の優先事項とプログラムを説明した。これは戦略実施のためのさまざまな行動を含む4つのキー・プログラムを基礎にしている。すなわち、農村開発のための林業、レクリエーション、アクセス及び観光のための林業、経済再生のための林業、環境と保護のための林業、の4プログラムである。

国際的に、英国は、

- ・ 国家森林プログラムの推敲と実施においてパートナー諸国を支援し続けており、英国林業委員会とともに、6カ国イニシアティブに参加した。1998年5月から、英国国際開発省はマラウイとウガンダで新しい長期支援プログラムを始めている。両国において、英国はドイツ、欧州委員会を含め、他の二国間機関や多国間機関と密接に協調している。
- ・ 過去12カ月間で、開発途上国における気候変動と森林に関係する2つの調査を終えている。「クリーンな開発メカニズム：開発途上国のためのCDMの恩恵」と「農村の暮らしと炭素管理：英国国際開発省のための草案問題報告書」の2つだ。どちらも英国国際開発省とそのパートナー諸国に、開発途上国と特に農村の貧しい土地を持たない人たちのための炭素差し引き勘定のシナリオの意味を知らせている。
- ・ 日本とともに、すべての熱帯木材の輸出が必ず持続可能な経営がされている森林から行われるようにするため、ITTO2000年目標達成に向けての進捗状況を評価するための検討を支援している。

・ 保護森林地域

国内的に、英国は、

- ・ 英国における保護森林地域のメカニズムの検討を開始した。

- ・ 1999年3月の保護森林地域に関する米国/ブラジル国際専門家会議の運営グループのメンバーとして助力した。このイニシャティブは森林に関する政府間フォーラムの作業に貢献し、森林保護に関係する問題の理解促進に役立った。
- ・ 英国の野生生物、特に国で優先と定められる種と生息地の多様性の増加のための、一連のプランと目標につながっている英国生物多様性行動プランを作成した。これらの計画の多くは林業に影響を及ぼす。

国際的に、英国は、

- ・ 英国国際開発省の開発プログラムに知らせる目的で、開発途上国における生物多様性の保全経験の主たる検討を行っている。いくつかのテーマ問題研究論文が作成され、その中には森林に焦点を当てたもの、「森林、生物多様性、暮らし：関連する政策と実践」が含まれる。英国国際開発省の将来の生物多様性の政策と実践をガイドする総合論文は2000年初頭に発行される。
- ・ 開発途上国とより効果的に生物多様性条約の目標履行に取り組む上で、欧州委員会と欧州連合の加盟国を助けるため、欧州委員会やIUCNと協力して3年間の「開発プロジェクトにおける生物多様性」をスタートさせている。保護地域や森林に制限されていないが、このプロジェクトは保護地域の森林の保護を促進する。

・ 民間セクター

国内的に、英国は、

- ・ 英国における私有林及び木材加工セクターのための補助金と情報を提供し、英国林業規範に合った植林を奨励し、持続可能な森林経営を促進する。たいていの新しい植林は民間セクターによって行われ、林業の拡大は他の土地利用とバランスをとり、地形の特徴を考慮しなければならない。森林地帯補助金計画に基づく補助金は野生生物の生息地を作り出し、景観をアップさせ、木材生産、レクリエーションや他の恩恵を社会に与える機会を提供することを目的としている。さらに、10年から15年にわたる毎年の支払いは、農地森林地帯奨励金計画に基づいて新しい森林地を確立する農民に適用される。どちらの補助金計画も欧州委員会から一部、資金提供される。
- ・ 例えば、英国林業規範の作成において、民間セクターと広く、定期的に協議する。政府は模範的実践の規範の作成と促進において産業側と密接に協力する。
- ・ 1999年に持続可能な森林経営の独立した認証のための全国計画を作成し、開始する

ため、林業や環境保全の組織と密接に協力した。

- ・ 1999年6月、英国森林認証企画（UKWAS）を開始した。これは、自発的なスキームで、持続可能な経営が行われている森林からの木材製品に対する消費者需要の高まりに応えて、林業と環境の組織が協力して作成したものである。その認証プロセスは、より広い森林コミュニティの新しいビジネスのやり方を表しており、その結果、英国の林業は引き続き環境的経済的パフォーマンスを向上させる。民間森林地所有者、林業管理者とコンサルタント、国の林業セクター、環境団体、森林地利用者、木材加工業者と取引業者、森林労働者、地方機関、地方政府、林業規範設定団体の代表からなる運営グループは、正式に計画を確立し、進めている。UKWASは、国レベルでの林業パフォーマンス基準に係わるコンセンサスを表しており、UKWASの実施1年目内に、英国での民間セクターと公共セクターの両方の土地からの木材生産の最高75%までが認証されるものと予測される。

国際的に、英国は、

- ・ 多くの国と協調し、責任ある民間セクターの投資と実践を奨励する規制と制度の枠組みを開発している。例えば、英国国際開発省はガーナの森林セクターでの制度と法律の変更プロセスを支援している。
- ・ 持続可能な森林経営への民間の投資とパートナーシップの奨励するのを促進する。例えば、南アフリカにおいて、英国国際開発省は、主たる再編成プロセスを通しての国営プランテーションの新しい経営への移転と、民間セクターと地元コミュニティとの間のパートナーシップの発展を支援している。
- ・ 欧州委員会と協力して、国際環境開発研究所（IIED）による「持続可能な民間セクター林業の手段」に関する政策研究の3年計画（1998年から2000年）に着手している。この計画は、民間セクターが森林経営から社会的及び環境的恩恵を生み出すことを確保する、効果的な市場と規制手段を確認することを目的とする。この計画は、多くの国で実行され、企業とコミュニティ間のパートナーシップ、特に効力と公平の問題に目を向ける認証と監査、公有地と私有地に影響を及ぼすその他の革新的な手段を検討中である。
- ・ （欧州委員会やドイツを含む）他の機関と協力し、PROFOR(森林に関するプログラム、1998年から2002年)に基づく、多くの国におけるUNDPの革新的な資金調達メカニズムとパートナーシップ・アプローチに関する作業を支援している。
- ・ IFF（森林に関する政府間フォーラム）での討議の場を提供するものとして、1999年10月、英国で持続可能な森林経営の資金調達についての国際研究会をUNDPと共同主催した。

・ 違法伐採

国内的に、英国は、

- ・ 伐採免許、経営計画、樹木保全命令、法定の開発管理によって伐採を規制する。申し立てられた違法伐採の報告はすべて徹底的に調査され、もし違法伐採が確認されれば、関係者は起訴される。
- ・ 伐採の申し込みは認可される前に公に登録される。これは一般の人たちが無断伐採を確認し、報告するのに役立つ。一定の例外を除き、英国では事前の許可なく木を伐採するのは違法である。伐採が認可されている地域は通常、伐採が環境改善や計画の規制のもとで認可される開発のために認められる場合を除き、植林や自然な再生を前提条件とする。

国際的に、英国は、

- ・ 自然と違法に収穫された木材の範囲を評価し、対抗策を実施する力を進展させるため、パートナー諸国との協調を続けている。1999年、英国国際開発省支援でインドネシアの森林・農作物省と協力して行われたプロジェクトは、「収益に溺れて：インドネシアにおける森林資源の企業分配と空間分布；森林の持続可能性と政府政策への意味」と題された、この問題の主たる検討を終え、政府や民間社会組織とともに対抗策についてのフォローアップをしている。
- ・ 1999年、新しい2つの違法伐採に取り組む努力に100万ドル以上をコミットした。このうちの最初の方において、英国は3年間の期間にカンボジアの「森林犯罪と報告プロジェクト」を支援する。これは特定の森林犯罪事件に取り組み、さまざまな省庁のユニット間の効果的な協力を促進し、森林犯罪についての透明性のあるデータベースを作るための独立したモニタリングと確認プロセスとメカニズムを開発するのである。
- ・ また、世界森林ウォッチの核となる活動を支援している。この最近、創設された団体は、透明性のあるモニタリング・ネットワークを通して、意思決定者と市民団体に自然林の状態と変化に関する独立した正確な情報を提供する。

アメリカ合衆国

目次

- I. はじめに
- II. モニタリングと評価
- III. 国家森林プログラム
- IV. 保護地域
- V. 民間セクター
- VI. 違法伐採
- VII. 次のステップ

I. はじめに

8大先進工業国(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア連邦、イギリス、米国)の国家または政府の首脳および欧州委員会の委員長は、世界の政治、経済、環境に関する問題を協議するために、年に1度、会議を開催している。G8のリーダーらは、1997年のデンバー・サミットにおいて、全世界の人々のニーズを満たすため、また地球の生物多様性および気候の健全性を維持するために、森林が重要な役目を果たしていることを認識し、(1) 森林の現状のモニタリングと評価、(2) 持続可能な森林経営のための国家プログラム、(3) 保護地域、(4) 民間セクターの役割、および(5) 違法伐採と違法貿易の5分野を中心とする実践的な森林行動プログラムの策定を要求した。

1998年5月のバーミンガム・サミットにおいて、外相によって「G8森林行動プログラム」が開始され、首脳はこれを承認し、2000年に実施に関する進捗状況報告を求めた。同行動プログラム(付属文書を参照のこと)には、国内および世界で森林の保全と持続可能な経営を促進するための優先事項であるとG8が考える活動が明確にされている。

本報告書は、同行動プログラムに述べてある行動を、国内と海外で推進しようとする米国の取り組みに関する最初の回答である。これは、G8行動プログラムの5分野に係る政府および非政府機関が携わる国内・海外のプログラムと活動の全てを記載したものではない。この米国の報告書は、他のG8の報告書と共に、2000年の沖縄サミットで首脳に提出されるG8合同報告書に対する付属書類として添付される予定である。

米国の状況。 米国は、世界第4の森林国であり、その森林面積は世界の森林面積の8%、すなわち3億ヘクタールを占める。米国の森林地帯の土地所有は、かなり地方分権化しており、政府および民間・公共の所有権が混在した構造である。米国の森林の

約 60%は 1,100 万人の人々が所有する私有地である。50 の州のそれぞれが、こうした私有地の森林に加えて、米国の森林の約 5%にあたる州が所有する森林の経営を指導、規制する責任を個別に負っている。森林地帯の残りの 35%は公有地であり、米国森林局、土地管理局、国立公園局、米国魚類および野生生物局、および国防総省など、連邦政府のいくつかの機関が管理している。森林管理のこのような分権化や私有地の広大な面積を考えると、州政府、地方政府、および多くの非政府グループ(産業界以外の小さな森林の所有者、産業界、地域社会など)の行動が、米国の森林をどのようにして経営すればよいのかにおいて、また森林の保全と持続可能な経営を目指す国内の進歩において、重要な要素となっている。

米国は、世界的に大きな森林権益を有している。米国は、木材製品の世界最大の生産国であり、消費国であり、貿易国であり、林産物の国際貿易の 15%を占めている。国内生産額、輸出額、および輸入額の合計は、年間約 1,500 億米ドルである。また、米国は、USAID(米国国際開発庁)や他の連邦機関を通じてだけでなく、世界銀行などの国際機関や金融機関および革新的な債務の削減構想に対する貢献によって、開発途上国や、経済の移行期にある国に対して、相当の森林関連の援助も提供している。最大の多国籍森林会社や製紙会社のいくつかは米国が所有しており、米国を本拠地とする環境団体や学術団体の多くが、海外で森林の実地活動やプロジェクトを行っている。

米国政府は、国内外で森林の保全および持続可能な経営という目標に熱心に取り組んでいる。G8 森林行動プログラムは、「基準と指標(C&I)に関するモンリオール・プロセス」、「森林に関する政府間行動パネルの行動提案」、他の多くの国家的イニシアティブと共に、目標達成のための行動指向の政策と政治的枠組みを提供するものである。

II. モニタリングと評価

A. モンリオール・プロセスの基準と指標の国内における実施状況

米国森林局は、

- ・ 1998 年 6 月に、モンリオール・プロセスにより特定された持続可能な森林経営のための 7 つの基準および 67 の指標に基づき、米国の森林の現状と経営の状況および動向の包括的国家評価を作成することにコミットした。結果としての議会に対する大統領報告は、1974 年資源計画法の枠組みのなかで行われる、全ての森林地および森林部門の動向についての義務づけられた、5 年分の毎年の国家評価の一部として、2003 年に発表されよう。

- ・ 1998 年 7 月に、持続可能な森林に関する円卓会議を開始し、私有・公有の両森林のためのモンリオール・プロセスの基準と指標(C&I)の実行を促進するため、連邦、州、地方の政府機関、環境グループ、および産業界の人々を集めた。この円卓会議では、憲章が起草され、公共のアウトリーチや技術上の問題に関する作業グループが設

置され、ウェブサイトが作成され、重要な国内の林業会議にメッセージが伝えられた。2000年には、各基準と関連指標の差異を含み、データ収集の状況を評価するため、国内各地でワークショップが開催されよう。

- ・ 1998年7月にはまた、森林局が経営する7,600万ヘクタールの国有林に関する将来の全ての森林の現況調査、評価、監視、および各現場レベルから国家レベルまでの履行責任のための枠組みとして、モンリオール・プロセスのC&Iの正式な制度化も行なった。50州のうちいくつかの州は、それ以来、州および民間が保有する森林の土地についても同様の措置をとることに同意した。

- ・ 国家森林現況調査監視研究所の職員的全員を配置した。この研究所は、モンリオール・プロセスのC&Iなど、国家および地方の森林現況調査システムの適用を調整するために1996年に設立認可されたものであり、現在は、環境の健全性に関する多くの指標の体系的な評価を含む森林健全性監視(FHM)プログラム、および森林の範囲、種類、成長、および木材としての他の価値に関するデータを提供する森林現況調査・分析(FIA)プログラムという2つの既存の国家森林監視システムを統合し、拡大しているところである。

州レベルでは、

- ・ 北東、北西、五大湖地域にある諸州は、この地域の森林の状態を評価するために、モンリオール・プロセスC&Iを利用してサブナショナルなC&Iの策定を開始した。州林業者全国協会(NASF)は最近、各C&Iのための入手可能なデータの状況に関する州別の調査を終了し、現在は、国家の森林評価にさらに貢献するため、連邦機関に提供するデータの評価を行なっている。

B. 森林評価および基準と指標に関する国際協力

- ・ 1998年7月に、米国森林局は、UN-ECE/FAO 温帯林および北方林の森林資源評価(TBRRA) 2000に対するインプットを終了した。同評価によって、総合的な森林資源、生物多様性、保護状況、木材と炭素の供給、森林の状態と社会経済的機能に関するデータが得られる。森林局は現在、モンリオール、ヘルシンキ、TBFRAのそれぞれのプロセスの指標の間の橋渡しを提供するための戦略を模索している。北米林業委員会の主催で、米国、カナダ、およびメキシコは、森林の資源調査と監視に関する新しい調査グループを設置した。

- ・ 1998年7月に、森林局は、北米におけるFRA2000 リモートセンシング調査の実施の方法に関する地方のワークショップを主催し、FAO(国連食糧農業機関)はこれを他の地域のモデルとして利用している。それ以来、米国は調査を終了して、メキシコの調査を援助し、プエルトリコの国際熱帯林研究所を通じて、国の能力育成を含む、カリブ海諸国の調査をコーディネートしてきた。加えて、米国は、FRA2000の、リモートセンシングおよび非木材商品およびサービスに関する要素についてFAOに技術的援

助を提供しているばかりでなく、FAO の関連戦略および実行計画の策定を手助けするコンサルタントとも提供している。

- ・ 森林局は、国際応用システム分析研究所(IIASA)との共同作業により、ロシアの森林データベースを開発し、1998 年以來 C&I の実施のために分析援助を提供してきた。また、アルゼンチン、メキシコ、およびインドネシアにも、それぞれの国家規模の森林資源調査または刷新のための援助を行っている。

- ・ 1999 年 11 月に、米国は、サウス・カロライナ州のチャールストンにおいて、「温帯林および北方林の保全と持続可能な経営のための基準と指標に関する第 11 回モントリオール・プロセス作業グループ会合」を主催した。モントリオール・プロセス諸国の代表者の他、国際機関、他の C&I プロセス、NGO(非政府組織)、州、産業界、労働界からの 20 名を超えるオブザーバーが出席した。同会合の大きな成果は、全世界の C&I の比較可能性を改善し、その実行を推進する過程で、FAO に、関係政府および関係団体と共に全世界的な会議を主催することを要請したことであった。1998 年に、米国は「作業グループ技術諮問委員会召集者」に指名された。

C. 火災およびリモートセンシングに関する国際協力

- ・ 世界中の火災の災害に対応して、1998 年に米国は、政府および利害関係者の森林火災の管理、防止、抑制の取り組みを支援するため、ワールド・ワイド・ウェブ上にアマゾン、インドネシア、メキシコの火災に関する衛星データ(画像、グラフ、地図)を 24 回掲載し、ブラジルの火災監視・防止プログラム(PROARCO)に 200 万米ドルを拠出し、アマゾンにおける 100 万米ドルの地域教育・公開講座を立ち上げ、火災の緊急事態に関する計画、準備および教育についてメキシコを援助し、メキシコの農業牧畜および林業プログラムにおける火の使用と管理に関する消防専門家会議の共同スポンサーとなり、800 万米ドルの火災防止・復旧基金をメキシコの NGO と共に設立した。

- ・ 1999 年 3 月に、海洋気象局(NOAA)は、静止実用環境衛星(GOES)、極軌道運行環境衛星(POES)、および防衛気象衛星計画(DMSP)を用いて 1998 年のブラジルの森林火災監視キャンペーンから得たものを評価するため、ブラジルその他の国々の科学者と「国際間相互比較ワークショップ」を主催した。これを基に、米国とブラジルは、ブラジルの火災管理能力を高めるため、衛星火災探知、空輸画像、およびコンピューターによる火災予測モデルを組み入れた 1999 年火災管理計画を起草した。

- ・ 1998 年 6 月に、米国国務省は、地域における破壊的な火災および関連するもやの問題への取り組みを援助するため、また将来の火災の範囲を減らすため、新しい 330 万米ドルの東アジア太平洋環境構想を開始した。これには国際森林林業研究センター(CIFOR)および国際農林業研究センター(ICRAF)による 1997-98 年の火災の根本的原因に関する調査への資金提供が含まれている。

- ・ 1998 年 7 月に、米国国務省は、地球災害情報ネットワーク(GDIN)を立ち上げるための第 1 回国際会議を主催した。このネットワークは、自然災害の防止、緩和、対応のために正確なデータをタイムリーに配信する仮想ネットワークを構築するものである。1999 年 5 月に、米国とメキシコは、メキシコシティで第 2 回 GDIN 会議を共同で主催した。第 3 回会議は 2000 年にトルコで、第 4 回の会議は 2001 年にオーストラリアでそれぞれ開催されよう。

- ・ 1999 年に、G8 は、森林の現況調査、評価、監視、経営のため、および火災などの森林関連の脅威と災害に対応するための 1 手段として、リモートセンシングの利用の拡大を目指す米国の提案による共同イニシアティブについて同意した。その第 1 段階として、G8 は、国内の活動および他国や国際機関との活動を含む、自国の既存のリモートセンシング活動の一覧を作成する。これは、リモートセンシング・データに対するニーズおよび森林に関する能力の評価により補完されるであろう。このイニシアティブに基づいて、G8 は、比較可能な空間データ基準の設定と維持の方法を明確にすることを目指し、国際的には、関係諸国や他のユーザーがこうした情報を利用しやすいようにし、リモートセンシング・データおよび技法の関係諸国の利用と応用能力を高め、森林の現地活動のニーズを満たすために実用化を拡大することを目指す。

III. 国家森林プログラム

本報告書の他の箇所でも明らかにした国内および海外の活動の多くは、米国および他の国々の「持続可能な森林経営のための国家プログラム」の改善に関係するものであり、さらに以下の活動がこれらに加わる。

- ・ 1999 年 9 月、米国森林局は、新計画規則草案を発行した。これは、国有林の持続可能な経営に重点を置き、持続可能性に向けての作業に方向性を与え、基準と指標および監視活動の重要性を認識するものである。これらの規則に基づいて、森林局は、州、非政府組織、産業界と連携して、さらに積極的に持続可能な森林経営を追求させるため、1,150 万米ドルを割り当てる。

- ・ 1998 年 10 月に、森林局長官は、天然資源アジェンダ 21 に基づく補助金提供に 200 万米ドルを拠出した。この大きなイニシアティブは、水質が低下した流域の回復、国有林におけるレクリエーション・サービスの改善に重点を置き、持続可能な森林生態系の経営を統一テーマとして掲げている。

- ・ 1998-99 年に、USG(米国政府)は、1998 年 6 月に国連環境開発特別総会により承認された IPF 行動提案の実行に関して、利害関係者との協議過程を開始した。同過程の一環として、米国は、IPF 行動提案とモントリオール・プロセス C&I との間の関連づけを調査しているところである。

- ・ 1998 年 7 月に、クリントン大統領は、熱帯林保全法(TFCA) に署名した。同法は、

森林保全対策と引き換えに、熱帯林のある国々の米国に対する公的債務の軽減を許可するものである。同法は、ラテンアメリカ 8 カ国との間で 10 億米ドル近い公式債務の帳消しの合意に至った革新的な 1992 年「アメリカン・イニシアティブ事業」を拡大したものであり、子供の生存および環境事業のために相当の現地通貨を生み出した。いくつかの国が TFCA に基づき合意を結ぶことに関心を示している。同法によっていったん手続を実行すれば、適格国において森林保全の促進のために前例のない機会が与えられる可能性がある。

- ・ 1998 年と 1999 年に、「米国地球研究プログラム」はその年次報告書「我々の変化する惑星」を更新したが、これによって、森林生態系に対する気候変動の影響を含み、米国における気候変動の影響に関するデータが得られる。

IV. 保護地域

- ・ 1999 年 10 月に、クリントン大統領は、収穫と道路建設から保護すべき連邦所有の森林を、1,800 万ヘクタール増やすための計画を発表した。1 年間の審査の過程において、一般の意見を募り、環境への影響に関する声明を行なった結果、保護すべき特定の地域が決定した。これは、米国史上最も重要な土地保全の取り組みの 1 つとなっている。

- ・ 1999 年 2 月に、米国森林局は、国有林の選ばれた地域における新しい道路の建設の一時停止を発表したが、一方で地域社会の関与する包括的調査が各地域について行なわれている。乱されていない森林生態系の分裂を含み、森林道路を増やすことによる潜在的な環境、経済、および社会的影響を考察するために、新しい科学的手法と分析手順が用いられよう。

- ・ 1999 年 3 月に、米国とブラジルは、森林保護についての国際理解を深め、国連森林に関する政府間フォーラム(IFF)の作業に貢献するため、プエルトリコで保護森林地域に関する国際専門家会議を共同で主催した。130 名の専門家が 70 カ国を超える国々、国際組織、環境グループや現地グループ、研究機関、および大学から出席した。最終報告書は、1999 年 5 月の IFF3 で会議資料として発表され、発行された。

- ・ 1998 年に、米国はアルゼンチン、ブラジル、およびチリと共に、ペルー・エクアドル和平条約の保証人となった。同条約によって、森林を保護しながら国境紛争を解決するための画期的な方法として、うっそうとした森林の国境沿いに平和公園が設置された。

- ・ 米国は、US BIOECONET やインターアメリカン生物多様性情報ネットワーク(IABIN)などのコンピューター・プログラムを基にして天然資源のデータベースを作成することを目的として、森林保護などの資源保全に関する西半球諸国間の情報共有を促進す

るために、他の西半球諸国の政府、大学、および NGO と協力している。

V. 民間セクター

公共 民間の連携は、米国および他の多くの国々における持続可能な森林経営にとって不可欠な手段である。「民間セクター」という語に含まれるのは、NGO 関係者、環境保護団体、企業、労働者、学者、博愛主義者、森林所有者のグループである。本報告書の他の項で述べた多くの活動に NGO が参加してきた。さらに以下の活動がこれらに加わる。

- ・ 1998 年に、米国エネルギー省、および主要米企業（例えば、インターナショナル・ペーパー、ウエアハウザー、プロクター&ギャンブル、ジョージア - パシフィック）を代表するアメリカ森林製紙協会(AF&PA)は、米国森林局を組み入れるために、両者の共同の技術ビジョンおよび研究アジェンダ 2020 を拡大した。アジェンダ 2020 は、効率、バイオテクノロジー、および持続可能な森林経営の改善を目指す優先度の高い研究事業を明確にし、これに資金提供することによって、米国全土において持続可能な森林経営の実践を促進するものである。アジェンダ 2020 は、これまでに、官民を合わせた資金調達で 1,300 万米ドルを集めた。

- ・ 1999 年 9 月に、国務省は、米国の国際的な森林関連の優先事項を明確にすることを目的として、主要な非政府の団体(環境団体、企業、州など)との間でハイレベルの話し合いを開始した。国務省は、協議過程も拡大し、パルプ、製紙、木製品、およびその他の天然資源を原材料とする業界の 300,000 人の労働者を代表する草の根組織である、パルプ・製紙業界労働者資源評議会を組み入れた。同評議会は、国内外の森林問題に関して米国政府(USG)を関与させるためにグループを設置し、持続可能な森林経営の促進における森林依存コミュニティの重要性を強調した。

- ・ USG は、米国世界自然保護基金、他の環境関連 NGO、およびフォード社と協力してイニシアティブをとり、1999 年 5 月に、森林を含む包括的な北米陸生生態地域保全評価を刊行するに至った。

- ・ 1999 年のケルン・サミットで、G8 の首脳は、米国に促されて、カナダその他の国の支援を得て、2001 年までに作業が完了することを目指し、共通の輸出信用機関のための環境ガイドラインに向けて、OECD 内で作業を行なうことにコミットした。米国輸出入(EX-IM)銀行は、森林経営および木材加工事業を含み、米国企業がスポンサーとなる海外プロジェクトの資金援助申請を評価するために、「環境関連事項の指針」を整備している唯一の輸出信用機関である。

- ・ 米国の気候変動行動計画の一部である共同実施に関する米国イニシアティブ(USJI)は、米国の民間セクターに、米国以外のパートナーと協力して活動し、温室効果ガスの排出削減や持続可能な森林経営など、全世界の持続可能な開発の促進のためにその

資源と革新技术を利用するよう促している。1999年3月現在には、USIJIは、森林保全、保護地域、再植林、伐採の影響軽減、および炭素除去の利益が得られる地域の造林を支援する事業など、16カ国の36事業を受け入れていた。

- ・ 1999年5月のハリケーン「ミッチ」の後、USAID（米国国際開発庁）と米国商務省は、その持続可能な林業構想(SFI)によって、中米の被害を受けた地域の復興のためにAF&PAと共同で作業を開始した。この共同作業には、ホンジュラスのGuanaja島における長期の持続可能な森林経営に関するパイロット・プログラムが含まれる。

- ・ 1998年に米国は、USAIDを通じて、また「国際熱帯林機関」への貢献によって、ブラジルとインドネシアの熱帯林における、影響の少ない伐採に関する事業を支援した。同事業は、産業界、環境団体、学術界のメンバーを伴うNGOである「熱帯林財団」により実施されているところである。

- ・ USGは、引き続き、持続可能な森林経営を目指す手段として、民間の任意の行動規範を歓迎し、民間の任意の市場に基づくメカニズムの開発と適用を歓迎している。これに関して、以下の事項が伝えられている。

- AF&PAは、協会メンバー以外の者にSFIへの参加を許可しており、とりわけ、SFIの実施手段と報告要件を守ることに同意する地方政府およびNGOの森林所有者（すなわち、ミネソタ州セント・ルイス郡、保全基金）に許可証を発行している。また、SFIの範囲を広げて、メンバー企業/許可証を付与された者が、自身のSFI基準の遵守状況の文書化と連絡のために国際的に一貫した検証方法を適用できるようになる「任意検証過程」を含めるようにした。

- 多くの輸出会社と輸入会社を代表する国際木材製品協会(IWPA)は、木材製品の貿易および森林経営についてSFIと同様の承認されたメンバーの任意の「行動規範」を定めた。

- 森林経営の地域基準と規準の作成のために、森林管理評議会(FSC)が国内産業および民間土地所有者と共同で作業をした結果、今日では米国全土の約179社が、FSCの「管理チェーン」の認定を有し、米国の52社の森林経営会社がFSCの認定を受けている。

- 小さな森林の民間所有者数千人を代表する全国森林所有者協会は、個々の所有権の森林経営を証明する「グリーン・タグ・林業プログラム」を策定し、実施しているところである。

VI. 違法伐採

- ・ 1998年6月に、動植物健康検査局(APHIS)は米国の魚類・野生生物局との協力により、ポリビア、ブラジル、および他の地域の国々により行われているSwietenia Macrophylla(大量に商業取引されるマホガニー)の附属書IIIのリスティングを促進し、これに対応するため、CITES(ワシントン条約)の附属書に記載された樹木の種の受入れ

に利用できる輸入港の数を増やした。

- ・ 1998年にUSAIDは、そのProarea Capasプログラムにより、Swietenia Macrophyllaの採取活動、違法伐採、および違法取引の分布と状況に関して、中米およびメキシコで調査を開始するための資金援助を行った。

- ・ 2000年1月に、東南アジアのメコン・デルタ地域のホスト国政府の他、国際機関、NGO、および援助供与国となりそうな国々との協議の後、米国は、1999年6月にカンボジアのプノンペンで世界銀行が主催した「森林法施行」シンポジウムの結果に基づいて、違法伐採および越境貿易に関する地域ワークショップを主催する意向を発表した。

VII. 次のステップ

前記の行動は、G8森林行動プログラムを推進するための米国の初期段階の取り組みを反映している。優先される5つの全分野、特に保護森林地域および違法伐採/取引の分野において、さらに取組が必要となる。国内と海外における森林経営にとってきわめて重大な民間セクター関係者の役割と貢献にもさらに多くの注目が集まるであろう。

2000年7月の沖縄サミットの成果によって、策定してからまだ2年に満たないG8森林行動プログラムを、G8のイニシアティブとしてどのようにして存続させていくかが決まるであろう。米国は、首脳による今後の実施状況の検討を含む、同行動プログラムの継続を強力的に支援する。また、行動プログラムの範囲内で、G8が持続可能な森林経営を促進するための現行の努力に付加価値をもたらす共同の努力にさらに重点を置くことも、検討する価値がある。

欧州委員会

．はじめに

EU(欧州連合)の各種条約等には包括的な共通森林政策に関する規定がない。しかしながら森林の運営、保全、持続可能な開発は、共通農業政策、農村開発、環境、貿易、域内市場、研究、産業、開発協力、エネルギー政策のような既存の共通政策と重要な関係がある。さらにEUは毎年、森林の保全や持続可能な開発に相当の予算を拠出している。また欧州委員会は以下に記すように国際的な森林レジームやG8森林行動プログラムに積極的に参画している。

．モニタリングと評価

EUの森林面積全体1億3千万ヘクタール(脚注1)のほとんどは、通常の森林経営計画・実施というサイクルの枠組みの中で管理されている。これらの定期的な森林管理計画は、樹木ごとの森林調査のほか、林業の経済的社会的環境的機能に関する定期的な分析や評価を基礎としている。欧州諸国で広く行われている国家森林資源調査は、正確なデータを得るために資料採取(サンプリング)理論に基づいており、森林の特質を幅広く加味している。このように、運用データの有効性が高められている。最近ではこうした国内の森林資源を調査することにより森林の炭素量を見積もるのに必要な基盤を提供している。

欧州林業情報通信システム(EFICS)は、汎欧州の持続性の基準・指標をもとに、こうした国内森林資源の質や比較可能性を高めることを目的としている。また貿易、産業をはじめ林業分野の雇用環境問題や、地域の森林政策、国家林業プログラムに関する情報収集も行う。

EUやEU以外の欧州諸国では、大気汚染と火災が森林に及ぼす影響を評価する2種類の追加的な調査が実施されている。過去12年間、森林の樹冠状況について毎年モニタリングと報告が行われてきた。1997年には2万8000カ所で63万5000本の樹木を対象に調査が行われた。このサンプルでは樹冠の落葉の度合いが、森林の成長や安定に自然や人間が及ぼす悪影響を示す指標となっている。モニタリング区域を860カ所にしぼったサブ・サンプルでは、当該場所の変質度と大気中の沈殿がモニタリングされ、土壌や組織、成長についての分析が行われる。このようなサンプル形式により、欧州の森林状態とその1年ごとの展開(脚注2)をモニタリングできるだけでなく、少なくとも森林衰退の主要な原因を評価することも可能になる。

森林火災に関する地域情報システムを整備することにより、汎欧州レベルで、また地中海諸国全域でモニタリング、評価、優先事項の設定ができるようになる。

欧州委員会は持続可能な林業をモニターし評価する基準と指標を策定したヘルシンキ・プロセスに参画している。そして持続可能性という目標を達成するための実践用のガイドラインが最近出された。

域外でも広く認められているEUのリモートセンシング・プログラムと関連データベース(TREES)により、あらゆる熱帯林について100メートルの分解能での定期的かつ本格的な調査ができる。調査の結果は将来、機関ユーザーやパートナーが利用できるようになる。ほかにもEUは多数の海外開発協力プロジェクトを支援している。これらのプロジェクトは特にモニタリングと評価に重点を置くか、あるいはその目的に沿った構成要素の一つは含んでいる。1997年以来、EUは300万ユーロを拠出してアフリカ・カリブ・太平洋諸国連合にある大きな森林のモニタリング・評価プロジェクトを支援してきた。

・ 国家森林プログラム

IPFによると、国家森林プログラム(NFP)は「森林の計画や実施、森林関連活動を含む森林に関わる問題と取り組むために国家が活用するプロセス」と理解されている。EUには共通森林政策という義務がないので正式な「EU森林プログラム」はない。

しかしながら、共通農業政策、地域結合政策のほか森林保護政策の枠組みや生息地指令のような他の環境関連手段の中に記された規制をはじめ森林に関係するEUの手段はたくさんある。ある程度NFPにも匹敵するプロセスを活用して成果を得たEUは最近「欧州連合の森林戦略」を採択した。欧州委員会は現在「森林と開発に関するコミュニケーション」と「EUの森林を基盤とする産業とその関連産業のグローバルで持続可能な競争力に関するコミュニケーション」についての最終的な協議を行っている。

欧州内で、欧州委員会は決議H1(欧州の持続可能な森林管理ガイドライン)とH2(欧州の森林の生物多様性保全ガイドライン)の策定・採択に参画してきた。両決議は、欧州における持続可能な森林経営を向上させるために国家がイニシアチブを取る上で必要な枠組みを定めるものである。この結果、欧州諸国の多くは森林に関する政策、戦略、法制化について練り直したか、または現在見直しを行っている。欧州森林研究所は欧州におけるNFPの策定と実施に関する調査結果をつい最近公表した。

最近出された農村開発支援に関する理事会規定は、既存の国家的・準国家的森林プログラムまたはこれに相当するプログラムの規定に林業対策財政支援をリンクさせている。

EUはその開発協力の範囲内において、NFPのための能力向上を目的として数多くのプロジェクトを支援している。1997年以後、約300万ユーロが充てられてきた。「森林と開発に関するコミュニケーション」にはNFPを策定するための財政支援に関する規定がある。

・ 保護森林地域

EUは汎欧州プロセスのヘルシンキ決議とリスボン決議に同意した。決議H1.6とH2.6は署名国に対し生態学的に脆弱な森林地域、極相、一次林を保護し、そうした特殊な森林の生態網を確立することをコミットさせている。決議L2には、そうした森林の持続可能な経営の基準などが規定されている。

「バード」「ハビタット」指令とよばれる2つの理事会指令は、動植物と生息地を守り、欧州で「ナチュラ2000」という保護地域のネットワークを構築するのがねらいである。ナチュラ2000は欧州理事会が作成した域外との「エメラルド・ネットワーク」ともリンクしている。ナチュラ2000には最終的に、欧州で関心をもたれている全生息地から代表となるサンプルを含めることになるが、その中には多数の森林地域がある。現在、EU加盟国からどの地域を含めるかについての提案が出されているが、森林生息地が多い。ナチュラ2000は2004年までに確立される見込みで、その重要性はEU森林戦略の中で具体的に言及されている。さらに欧州委員会の「欧州社会の生物多様性戦略に関するコミュニケーション」では森林に特別な1章を割いている。

EUはまた、「ライフ・ネイチャー」というプログラムを通じて保護森林地域に財政支援をしている。さらに欧州の森林生物多様性をモニタリング・評価するための指標について研究するプログラム「ベア」もある。またコストアクションE4のねらいは、自然林と森林保護地域に関する研究の促進である。

最近の「コミュニケーション」にも述べられているように、保護森林地域は「森林と開発」に対するEUのアプローチの一つである。そのような構成要素をもつものも含めて、保護地域に関する林業プロジェクトは数多い。1992年以来、年間約2000万ユーロがこの目的のために拠出されている。

・ 民間セクター

EUの森林地域の66%は、そのほとんどが、1100万を越える民間所有者が管理している小規模な私有林である。森林は社会経済的・環境的に重要な機能をもち、

田園風景や人々の暮らしにとっても不可欠な要素となっている。それだけにEUの農村開発政策においても重要な位置を占める。さらにEUは、加盟国の補助制度の枠内で森林経営・保全に財政支援を行っている。財政支援の対象としては、植林、既存の森林の改良、種苗場の設置・整備、植林による土壌と水質保全、火災など災害後の再植林、森林道路などのインフラ、林産物のマーケティングと加工、森林所有者協同組合への出資などがあげられる。

1993年から98年までの間に私有地・公有地あわせて85万ヘクタールに植林が実施された。植林のペースは早まっている。1993年以来、年間約3億ユーロが拠出されている。域外支援プロジェクトでは年間約30万ユーロが拠出され、民間の林業を支援している。

森林経営の認証や林産物の分類は森林政策の手段であり、主に林業の民間・工業セクターに関係がある。これまでEUは、認証に係わる組織に補助金を出したり、認証に関するいくつかの主要な研究を委託することなどにより、域内で支援を行ってきた。開発協力に関しては、持続可能な森林経営の原則にしたがって熱帯林から生産された木材の、認証制度整備・充実が支援の主なテーマの一つである。

・ 違法伐採

EU域内の森林に関しては、違法伐採はそれほど大きな問題ではない。しかしながら多国籍企業は、違法な伐採や取り引きをしているとしばしば非難されている。この問題に関するNGO（非政府組織）からの訴えに対して、欧州委員会は最近、この件に関するNGOの役割に強い支持を示した。さらに、新しい「森林と開発に関するコミュニケーション」は、特に、規制の範囲外で操業する多国籍伐採企業の問題に対処するために、世界的に適用するルールを用いることに支持が得られると予想している。ECがその資金の多くを拠出している、ブラジルの熱帯雨林に関するパイロット・プロジェクトでは、州レベルでの具体的な伐採規制の構成要素が含まれている。コンゴ盆地など他の多くのプロジェクトも、少なくともある程度は、この解決に時間を要しいつまでも続く問題と取り組んでいる。

脚注1． EUの森林における平均立木体積は1950年代の85立方メートルから90年代には132立方メートルに増加した。年間伐採量は、年間平均増加分1ヘクタールあたり4.5立方メートルの約70%しかない。

脚注2． 1998年、欧州にある樹木の64%に葉の脱落がみられ、4分の1はふつつまたは著しい程度の葉の脱落だった。

G 8 森林行動プログラム (仮訳)

．はじめに

1．世界の森林に対する継続的な圧力と持続可能な森林経営が持続可能な開発に果たし得る貢献を認識しつつ、G 8 メンバーは、デンバーにおいて森林に関する政府間パネルの報告に盛り込まれた行動提案を実施するとのコミットメントを確認し、実践的な行動プログラムを支持することに同意した。以下は、そのプログラムを示すものである。このプログラムは、政治的コミットメントを反映し、また、国際社会やさまざまな地域・国際プロセスにより行われている広い範囲の取組を補完し、G 8 メンバーが特に重要と思われるいくつかの取組を強化することを目的とする。このプログラムは、G 8 における国内措置及び二国間支援や政府間プロセスへの支援を通じて独自の貢献を行うことが可能な分野に焦点を当てたものとなっている。G 8 メンバーは、各メンバー独自に、または協力し合っこの行動プログラムのフォローアップを行い、その進捗状況を必要に応じてサミットでレビューし報告することとしている。

．モニタリングと評価

2．G 8 メンバーは、国レベルの持続可能な森林経営の基準・指標が作成されている国際プロセスに参加している。これらの基準・指標は、森林の状態と森林経営について、土地所有形態の違いを越えて、国内の全国的な趨勢をモニタリングし評価するための手段であり、持続可能な森林経営に向けた進展を経年的に記述し、モニターし評価するための共通の枠組を提供する。また、国レベルの基準・指標と国連食糧農業機関（FAO）が実施中の世界森林資源評価プログラムとの連携も、一貫性があり、信頼性が高く、互換性のある森林情報を地球的規模で提供する上で重要である。

3．G 8 メンバーは：

- ・合意された国レベルの持続可能な森林経営の基準・指標を用いて自国の森林の状況をモニターし評価するとともに、その結果を、さらに情報が必要な分野も含め、関心を有する人々が利用できるようにする。
- ・国レベルの評価を利用し、FAOの世界森林資源評価、特に森林資源評価 2 0 0 0（FRA2000）に対して情報とデータを提供する。
- ・パートナー諸国と協力し、以下の各国の実施能力を強化する。
 - 地域的な基準・指標プロセスへの参加
 - 自国の森林の状況をモニターし評価するための基準・指標の開発と適用

- これらの基準・指標を考慮に入れた国内森林資源調査とモニタリングシステムの開

発

- 持続可能な森林経営の経済的、社会的、環境的な指標の科学的な裏付けの向上
- ・ 関心のあるグループや組織に対し、リモートセンシングのデータや地理情報システム（GIS）、汎地球測位システム（GPS）等を含む地理的情報処理技術へのアクセスの向上を図る。
- ・ 森林火災等の森林生態系に影響を及ぼす大規模な災害のモニタリングと対応に関する情報や経験をパートナー諸国と交換する。

・ 国家森林プログラム

4 . 各国は、国連環境開発会議（注：1992年、リオデジャネイロ）で採択された森林原則声明のパラ1（a）にあるように、自国の資源に対して主権を有し、かつ持続可能な森林経営の達成に責任を負っている。国家森林プログラムや持続可能な森林経営を推進するその他の行動は、国連環境開発特別総会が全ての国に対して2002年までに取りまとめることを求めた持続可能な開発のための国家戦略に貢献するものである。国家森林プログラムは、土地所有パターン等それぞれの国の状況と、多くの国々で森林管理の責任は連邦／国家、州／地方レベルの各政府、先住民の間で分けられているという事実とを反映した、持続可能な森林経営を達成するための広い範囲のアプローチを含む。これらのプログラムは森林資源の環境的、社会的、経済的な価値を評価し、国内の優先順位を定め、参加型で透明性のある手法により森林を持続的に経営するための具体的な手順を示すものである。

5 . G8メンバーは：

- ・ 持続可能な森林経営を促進するための国家森林プログラムの策定と実施に関する経験を共有し、パートナー諸国が自国の国家森林プログラムを策定することを支援する。
- ・ 政府開発援助（ODA）の計画において持続可能な森林経営に優先度を与えるパートナー諸国に対して技術的及び資金的な支援を集中させる。
- ・ 持続可能な森林経営を促進する新たなアプローチ、イニシアティブ及びパートナーシップへの支援を含め、パートナー諸国が国家森林プログラムの策定と実施を行うことを支援する。
- ・ 温帯林や北方林が、重要な炭素吸収源、生物多様性の貯蔵庫、その他の財やサービスの供給源として果たす、国家森林プログラムと持続可能な森林経営を支える役割の重要性に関する世界的な理解と認識の向上を図る。
- ・ 2000年目標達成のための、熱帯林に関する国際熱帯木材機関（ITTO）の先駆的活動等の、持続可能な森林経営に貢献する国際的なイニシアティブを特定し支援する。
- ・ 森林に関する政府間フォーラム（IFF）行動提案の実施のための各国の国家森林プロ

グラムの枠組の範囲内において、パートナー諸国に対する支援の一層の国内調整を図るとともに、国際機関、特に国際金融機関が同様の措置を行うよう求める。

・保護地域

6. 森林は地球上の陸生生物多様性の70%を擁しており、世界で最も豊かで多様な生態系の一つである。森林はまた、広い範囲の生態的サービスやその他の価値を供給する。しかし、重要な生物多様性や生態的価値が損失や劣化の危機に瀕している森林の中には、そのような価値を保護するための保護地域の設定を通じて、特別な認知を必要とするものがある。保護が持続可能な森林経営の重要な要素の一つであり、国レベル、国を越えたレベル、地球レベルでの代表的な森林生態系の保護地域の地理的なネットワークがそれらの森林の保護と認識に貢献できる。こうした観点から、保護地域の管理分類に対するよりよい理解の促進が肝要である。

7. G8メンバーは：

- ・国際自然保護連合（IUCN）の「保護地域管理分類」やFAO等他の分類システムを活用しつつ、保護地域の区分とその管理、保護地域が利害関係者にもたらす生物多様性その他の生態的価値や利益に関する広範なコンセンサスを図るため、国内的、地域的、及び生物多様性条約や森林に関する政府間フォーラム等の国際的フォーラム等での取組を行う。
- ・この関係で、既存の森林保護地域の分析とカテゴリー化を行い、異なる保護のカテゴリー内で十分に代表できていない主要な森林タイプを特定する。
- ・また、この関係で、関連機関との協力により、森林保護地域が森林の生物多様性と生態的価値を維持するに当たっての有効性の世界的な評価の達成を促進する。
- ・重要な森林生物多様性やその他の生態的価値を保護するための、国境を接する公園等の国を越えた、国際的な取組を含む、森林保護地域や関連するネットワークの維持、要すれば設定のため、例えば共同実施や債務スワップ、官民パートナーシップ等の革新的な資金メカニズムを通じて、パートナー諸国と協力する。

・民間セクター

8. 持続可能な森林経営が成功するためには、幅広いパートナーシップが必要であり、森林所有者、森林産業、市民社会、非政府組織や地域社会に基盤を持つ組織及び先住民を含む民間セクターの積極的な参加とコミットメントなしには不可能である。いくつかの国では、民間セクターは森林経営においてますます重要な役割を果たしている。従って、持続可能な森林経営を確実なものとするため、民間セクターからのさらなる貢献が重要である。持続可能な森林経営の達成に全ての民間セクターの利害関係者を参加させ、民間セクターによる責任あるイニシアティブを奨励することは各国

政府の責任である。

9. G8メンバーは：

- ・民間セクター、特に森林関連産業が持続可能な森林経営を支援する自発的な行動規範を国内的、国際的に開発し適用することを奨励する。
- ・持続可能な森林経営への民間投資とパートナーシップを促進し、民間セクターの投資を引きつけるの革新的な資金メカニズムを特定する手法について更なる検討を行う。
- ・森林セクターにおける経営手法の改善を支援し得る民間の自発的な市場基盤型のメカニズムを奨励する。
- ・林産物加工とリサイクルにおいて、民間セクターが効率を向上し廃棄物を減少することを奨励する手法についてパートナー諸国と経験を共有する。
- ・パートナー諸国が、国内及び外国民間セクターの責任ある投資とその実践を奨励するための規制的な制度的、経済的な枠組みを開発することを支援する。

・違法伐採

10. 違法伐採は、国及び地方政府、森林所有者及び地域社会から重要な収入と便益を奪い、森林生態系に被害を与え、木材市場と森林資源評価を歪め、持続可能な森林経営を抑制する因子として機能する。振替価格操作、インボイスのごまかし及びその他の違法な行為を含む、違法に収穫された木材の国際貿易は、違法伐採の問題を悪化させる。問題の程度に関するより良い情報は、実際的で効果的な対策の開発のため前提条件である。

11. G8メンバーは：

- ・実際的で効果的な対策開発のための基礎として、違法に収穫された木材の国際貿易の性格と程度に関する情報と評価の共有を奨励する。
- ・例えば森林に関する政府間フォーラムとITTOを通じて、国際的な木材貿易に関する経済的情報と市場透明性の改善のための実施措置を確認し支援する。
- ・違法伐採と違法に収穫された木材の国際貿易をコントロールする国内措置の効率性を確認し評価し、改善が必要な分野を確認する。
- ・木材の貿易に関係する国際商取引における贈収賄と腐敗防止を目的とする国際協定の下での義務履行のための措置を講ずる。
- ・違法伐採と違法に収穫された木材の国際貿易の性格と程度の評価とその対策の策定と実施の能力開発のため、関心あるパートナー諸国と協力し、ITTOを含む国際機関を通じた取組を行う。

G 8 デンバー・サミット（1997 年 6 月）コミュニケの抜粋

19. 森林は、世界の多くの地域において、警戒すべき速度で破壊され、劣化し続けている。この傾向を逆転させるため、我々は、すべての国に対し、持続可能な森林経営の慣行を世界中で実現することへの長期的な政治的コミットメントを行い、我々とともに、国連の CSD（持続可能な開発委員会）の森林に関する政府間パネルが作成した提案を直ちに実施するよう要請する。我々は、デンヴァーにおいて議論し、現実的な行動計画を支持することにつき一致をみた。この行動計画には、国ごとに計画を実施し持続可能な森林経営のための能力を構築すること、保護地域のネットワークを設立すること、合意された基準と指標を用いて各国の森林の状態を評価すること、民間による森林経営を促進すること及び不法伐採を排除することが含まれる。我々は、事務当局が、この行動計画の実施の進展を評価するため、来年早々に会合を持つことを要請し、次回のサミットに報告書を提出することを求める。

20. 国連特別総会において、我々は、これらの目標を達成するため、環境団体の積極的な関与を得つつ、適切な高さの国際的基準を伴った国際的合意についてコンセンサスを築き上げるよう努める。我々は、ヒューストンで提唱されたブラジルにおける試験プログラムの実施に進展がみられたことを歓迎する。これは実際的な国際協力の一例である。

G 8 外相会合（1998 年 5 月）総括の抜粋

3. 我々は、本日、「森林に関する行動計画」を発表しこれを実施することにコミットした。これは、国内及び国際的なレベルの双方で、持続可能な森林管理を促進するための特定の施策について示したものであり、森林に関する政府間フォーラムや他の国際的なイニシアティブの作業を補完するものである。我々は、環境、生態系、社会、経済的な価値を反映した持続可能な森林管理のための実際的なアプローチを発展させ実施する上で参加と透明性の確保が重要であることを強調する。我々は、政府以外のものも含めた他のパートナーとともに、この行動計画を実施することを期待しており、その状況について 2000 年に報告することを期待している。最近の大規模な森林火災は、この課題を緊急なものとした。

G8 バーミンガム・サミット(1998年5月) コミュニケの抜粋

12. 東南アジア及びアマゾン地域における最近の悲惨な森林火災は、我々の環境のみならず経済成長及び政治的安定に対して脅威を与えており、森林を持続可能に管理し保全するための世界的な協力、より良くかつより効果的な枠組み及び実際の協力が極めて重要であることを示している。我々は、2000年に、先週発表されたG8行動プログラムの実施の進捗を評価する。我々は、国際連合の下で進行中の森林に関する作業を強く支持し、この努力が継続することを期待する。